安芸市高齢者福祉計画・
第８期介護保険事業計画

令和３年３月

安芸市

目 次

第１章　　計画策定にあたって 1
1．計画策定の背景 1
2．計画の法的位置づけ 2
3．計画の期間 2
4．上位計画・関連計画との関係性 3
5．計画策定体制 4
（1）計画策定委員会等の設置 4
（2）アンケート調査の実施 4
（3）パブリックコメントの実施 4
6．計画見直しにおける基本的な考え方について 5
第２章　　高齢者を取り巻く現状と課題 8
1．人口・世帯数 8
（1）現在の人口 8
（2）人口の推移 9
（3）将来人口推計 11
（4）世帯数の推移 12
2．要支援・要介護認定者数 13
（1）要支援・要介護認定者数の推移 13
（2）認知症高齢者数の推移 15
3．介護保険サービスの利用状況 16
（1）サービス分類別利用状況 16
（2）第1号被保険者1人あたり調整給付月額 17
4．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果 18
5．在宅介護実態調査結果 22
第３章　　計画の基本構想 24
1．将来像 24
2．重点目標 25
3．施策体系 26
4．日常生活圏域の設定 27
第４章　　より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築 28
1．介護予防・健康づくり 28
（1）保健事業の推進 28
（2）介護予防の推進 31
2．なじみの関係づくり 36
（1）老人クラブの育成 36
（2）シルバー人材センターの育成 37
（3）ふれあいサロン 38
（4）敬老会 38

第５章　　どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化 39
1．生活支援の充実 39
（1）配食サービス 39
（2）移送サービス 40
（3）敬老祝い金 40
（4）老人福祉電話 41
（5）高齢者住宅改造 41
（6）緊急通報装置 42
（7）日常生活用具給付事業 43
2．地域共生社会の実現 44
（1）包括的支援事業 44
（2）地域ケア会議の運営・実施 45
（3）認知症施策の充実 46
（4）医療と介護の連携 47
（5）災害時要援護者見守り体制 48
（6）災害や感染症対策に係る体制の整備 48
（7）住まいの確保 49
3．高齢者の尊厳に配慮したケアの推進 50
（1）高齢者虐待の防止 50
（2）権利擁護の取組 50
第６章　　質の高い介護サービスの提供体制づくり 51
1．介護保険事業の適正・円滑な運営 51
（1）給付適正化 51
（2）介護サービスの質の向上 53
第７章　　介護サービス量等の見込み 54
1．サービス事業量及び介護保険料の算定方法 54
2．介護保険サービス利用者数及び給付費の見込み 55
（1）居宅サービス 55
（2）地域密着型サービス 60
（3）施設サービス 62
（4）居宅介護支援／介護予防支援 63
（5）総給付費 63
3．介護保険料算定 64
（1）介護給付費の見込み 64
（2）介護予防給付費の見込み 66
（3）第1号被保険者負担割合について 67
（4）標準給付費 68
（5）地域支援事業費 68
（6）保険料収納必要額 69
（7）第8期第1号被保険者の保険料基準額 70
（8）所得段階別介護保険料 70

第８章　　計画の推進体制 71
１．情報提供体制の整備 71
２．連携体制の整備 71
３．進捗状況の把握と評価の実施 71
参考資料
1. 安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画委員会設置要綱
2. 安芸市介護保険事業計画等策定委員名簿

第１章

計画の策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景

平成 12 年４月の介護保険制度導入以来、介護保険サービスは広く普及し、市民生活を支えるうえで欠かせないものとなりました。その中で介護保険サービスに対するニーズが増加・多様化することに伴い、介護給付費と介護保険料も上昇を続け、介護保険制度の維持が大きな課題となっています。

高齢者の増加に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮上しています。こうした課題に対応していくためには、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」を構築し、深化させることが重要となります。

また、令和元年６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の５つの柱に基づいて施策が推進されています。

このような状況を受け、安芸市では高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、平成 30 年３月に「安芸市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」（以下、「第７期計画」という。）を策定し、「みんなで高齢者を見守る安全安心な『やさしいまち』」を将来像とし、令和７年（2025 年）を見据えた「地域包括ケアシステム」を深化・推進して高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んできました。

これまでの取組を引き継ぎつつ、子ども・高齢者・障がい者等すべての人が地域に暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「安芸市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２．計画の法的位置づけ

本計画は、高齢者福祉に関する施策全般を定める「高齢者福祉計画」と、介護保険事業についてそのサービス見込量等を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

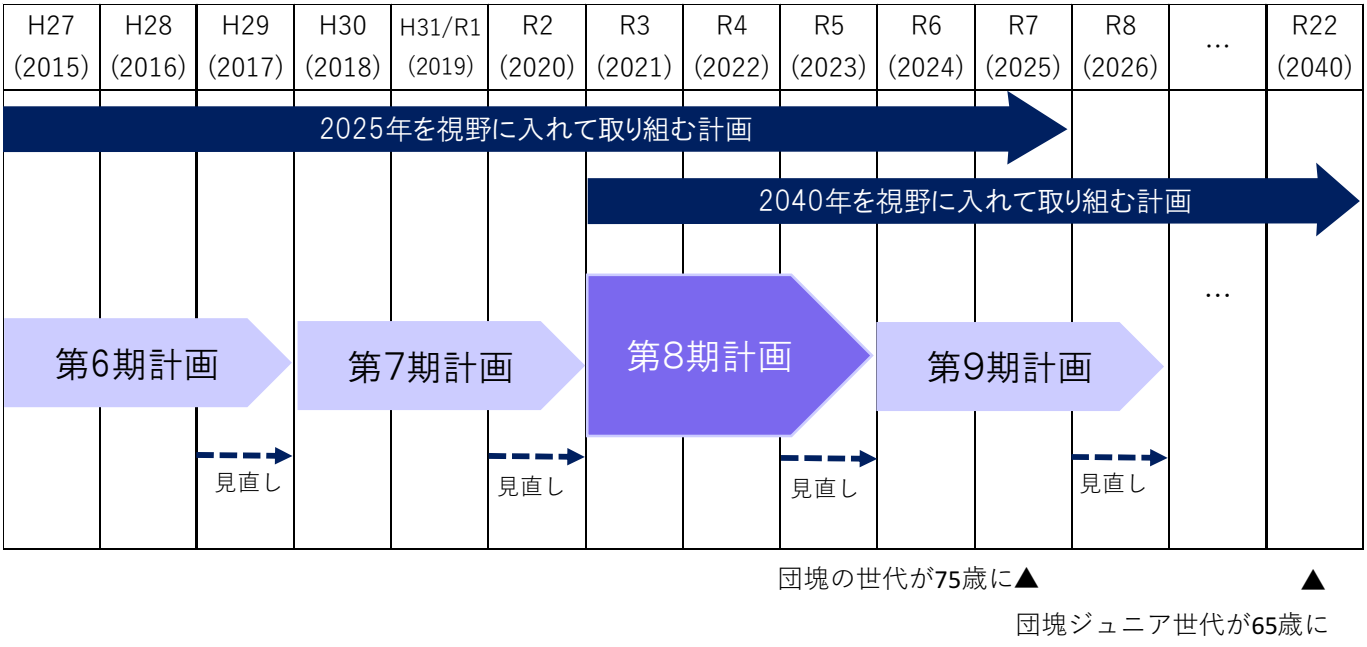
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第 20 条の８の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込みを定める等、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第 117 条に規定された計画で、今回が第８期となります。

３．計画の期間

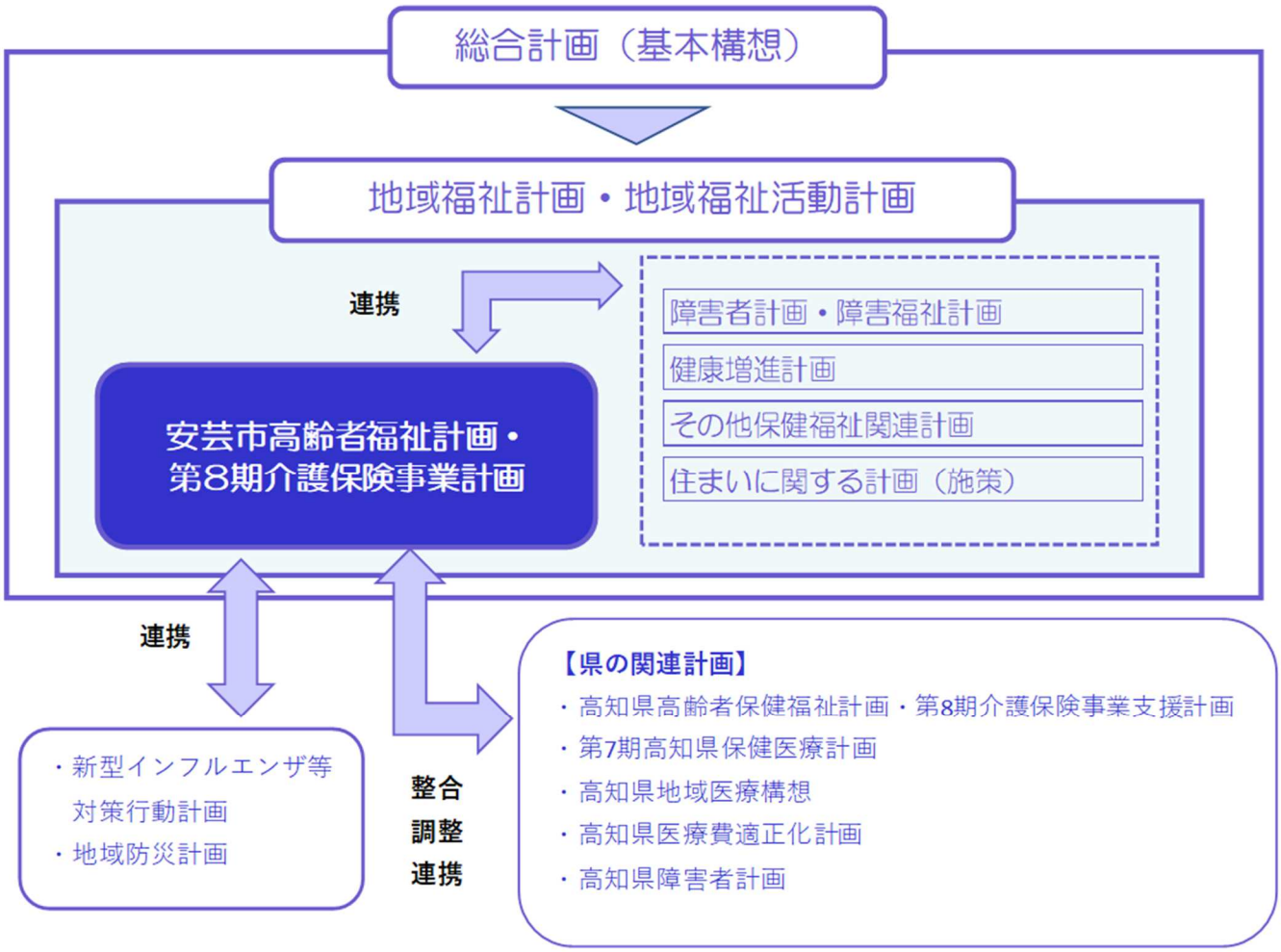
本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和７年（2025 年）の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えた計画とし、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



４．上位計画･関連計画との関係性

国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、高知県が策定する「介護保険事業支援計画」、「医療費適正化計画」、安芸市が策定する「総合計画」、「安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の上位計画の内容を踏まえ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しました。



５．計画策定体制

（１）計画策定委員会等の設置

本計画の策定にあたっては、「安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱」に基づき、保健・福祉・医療について知識、経験を有する者等からなる「安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、保健・福祉・医療関係者や住民代表等、様々な立場から意見をいただきながら策定しました。

（２）アンケート調査の実施

計画の策定にあたっては、①65 歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向等の実態を調査し、地域の抱える課題を特定することを目的に「安芸市高齢者の生活に関するアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」、②在宅で介護をしている家庭を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」を検討することを目的に「在宅介護実態調査」の２種類の調査を実施しました。

① 安芸市高齢者の生活に関するアンケート調査（介護予防･日常生活圏域ニーズ調査）

対　象　者	令和２年２月１日現在 安芸市内在住の 65 歳以上の方（要介護１～５、介護施設入所者、入院者を除く）
実施期間	令和２年３月５日（木）～令和２年３月 24 日（火）
実施方法	郵送配布、郵送回収
配布数	5,489 件
有効回答数 （有効回収率）	3,550 件（64.7%）

② 在宅介護実態調査

対　象　者	安芸市内在住の 65 歳以上の方で要介護認定を受けている方
実施期間	令和２年２月 10 日（月）～令和２年３月 18 日（水）
実施方法	介護支援専門員による聞き取り調査
配布数	375 件
有効回答数 （有効回収率）	375 件（100.0%）

（３）パブリックコメントの実施

令和２年 12 月 28 日（月）～令和３年１月 18 日（月）の期間で、計画の素案を市のホームページ等で公表し、意見を募集しました。

６．計画見直しにおける基本的な考え方について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和２年７月 31 日）より

1　2025 年・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる令和７年（2025 年）、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第８期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

2　地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

3　介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。

その際、一般介護予防事業の推進に関して「ＰＤＣＡ※サイクルに沿った推進にあたってデータの利活用を進めることやそのための環境整備」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」を行うこと、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を作成すること、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進、在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること、要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定等が重要となります。

※ＰＤＣＡ：Plan（計画）、Ｄo（実行）、Ｃheck（評価）、Ａction（改善）の頭文字をとったもの。

4　有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、都道府県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市町村へ通知することとする規定が盛り込まれました。こうした取組の実施により都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要となります。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら第８期計画の策定を行い、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

5　認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

具体的な施策として①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の５つの柱に基づいて施策が推進されています。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進等、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

6　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和７年（2025 年）以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第８期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要です。

さらに総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要となっています。

7　災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備が急務となっています。

ウイルスの感染拡大防止策の周知啓発、代替サービスの確保に向け、施設職員への研修を充実させるとともに、マスクやガウン等の防護具や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備が必要となっています。また、災害に備え、避難訓練の実施や食料、生活必需品の備蓄、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認が求められています。

第２章

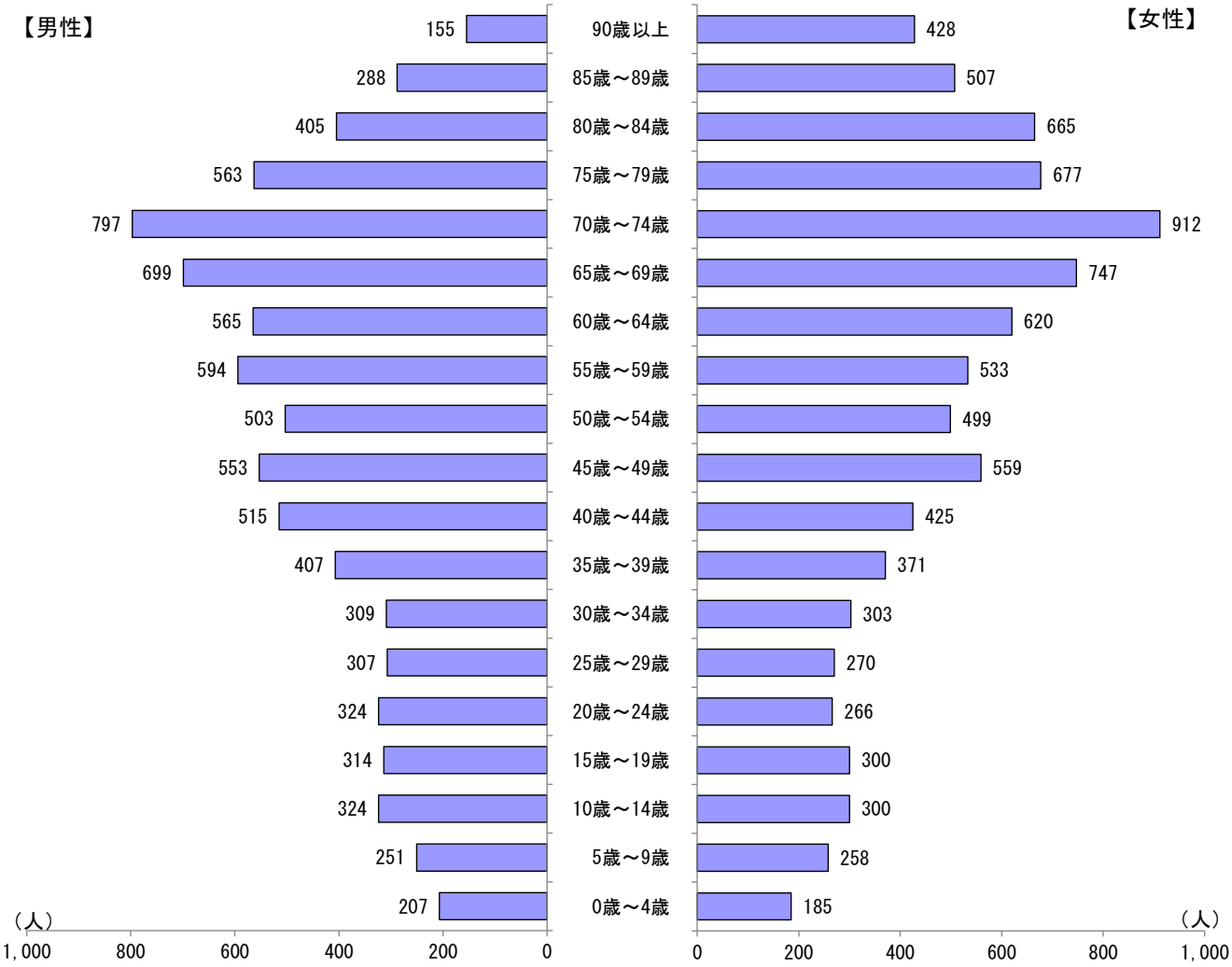
高齢者を取り巻く現状と課題

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

１．人口･世帯数

（１）現在の人口

令和２年９月末の総人口（16,905 人）の５歳毎分布をみると、男女とも 70～74 歳が最も多く、男性で 797 人、女性では 912 人となっています。



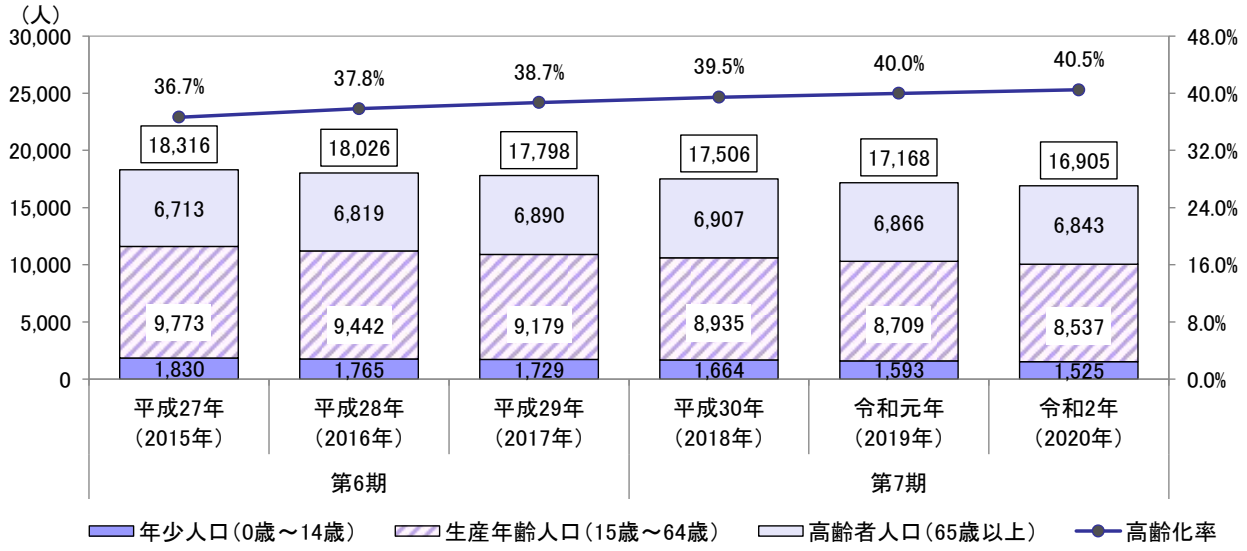
※資料：住民基本台帳　令和２年９月末日現在

（２）人口の推移

①　人口構成の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和２年では 16,905 人と、平成 27 年の 18,316 人から 1,411 人減少しています。

高齢者人口については平成 30 年にかけ増加し、以降減少に転じており、令和２年では 6,843 人となっています。高齢化率は年々上昇し、令和２年で 40.5%となっています。

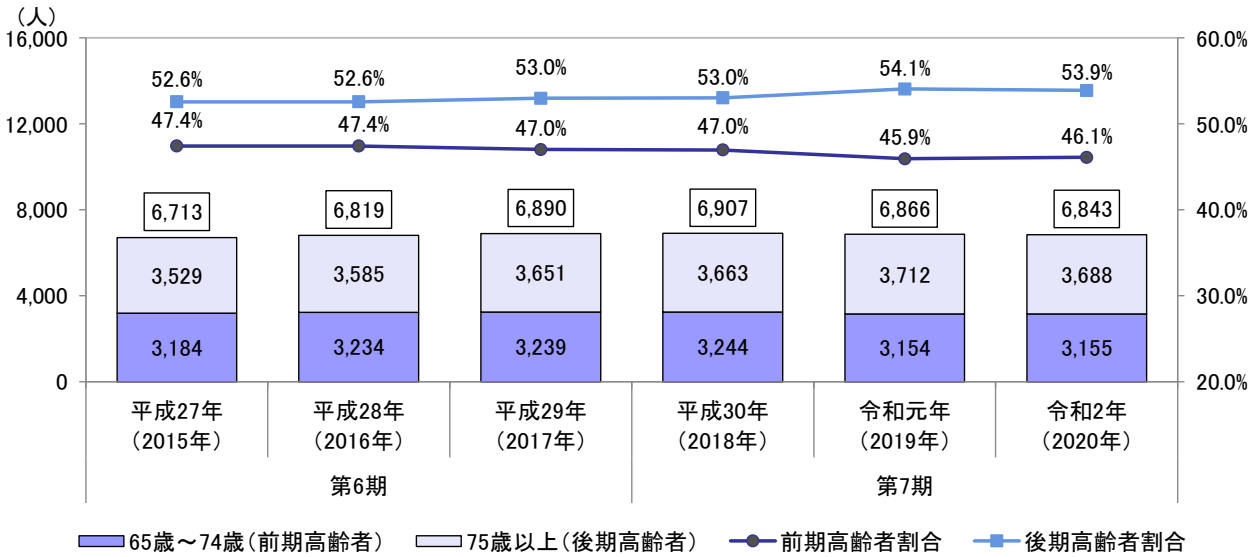


※資料：住民基本台帳　各年9月末日現在

②　高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者では平成 30 年以降減少傾向、後期高齢者では令和元年にかけ増加傾向にあり、令和２年では前期高齢者が 3,155 人、後期高齢者が 3,688 人と、平成 27 年から前期高齢者 29 人の減少、後期高齢者 159 人の増加となっています。

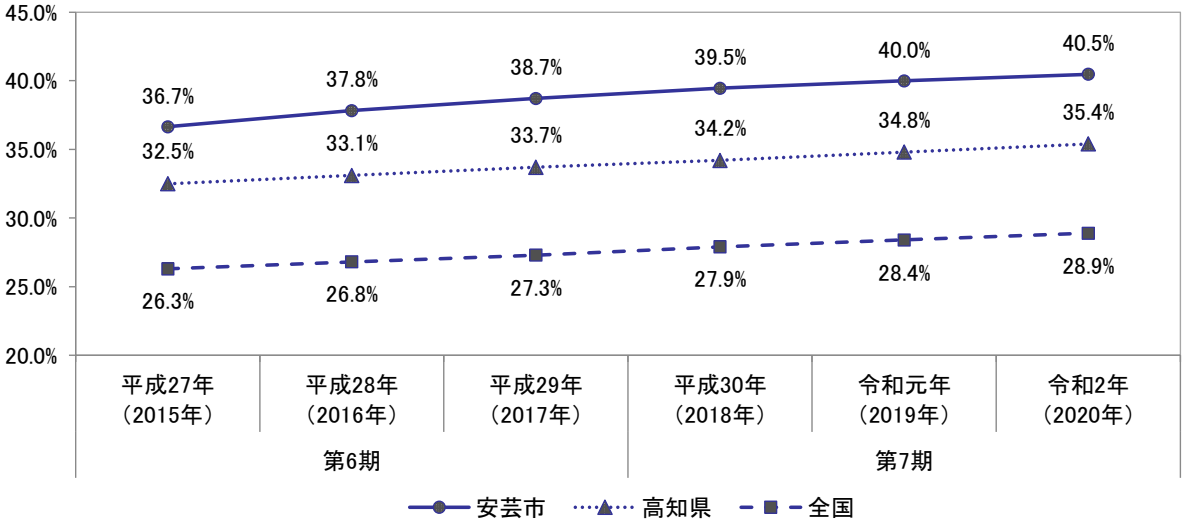
高齢者人口に占める前期高齢者、後期高齢者の割合は、前期高齢者は減少、後期高齢者は増加しており、令和２年では前期高齢者が 46.1%、後期高齢者が 53.9%となっています。



※資料：住民基本台帳　各年9月末日現在

③　高齢化率の比較

安芸市の高齢化率は、全国、高知県と比べて高くなっており、令和２年で 40.5%となっています。



※資料：市は住民基本台帳　各年９月末日現在

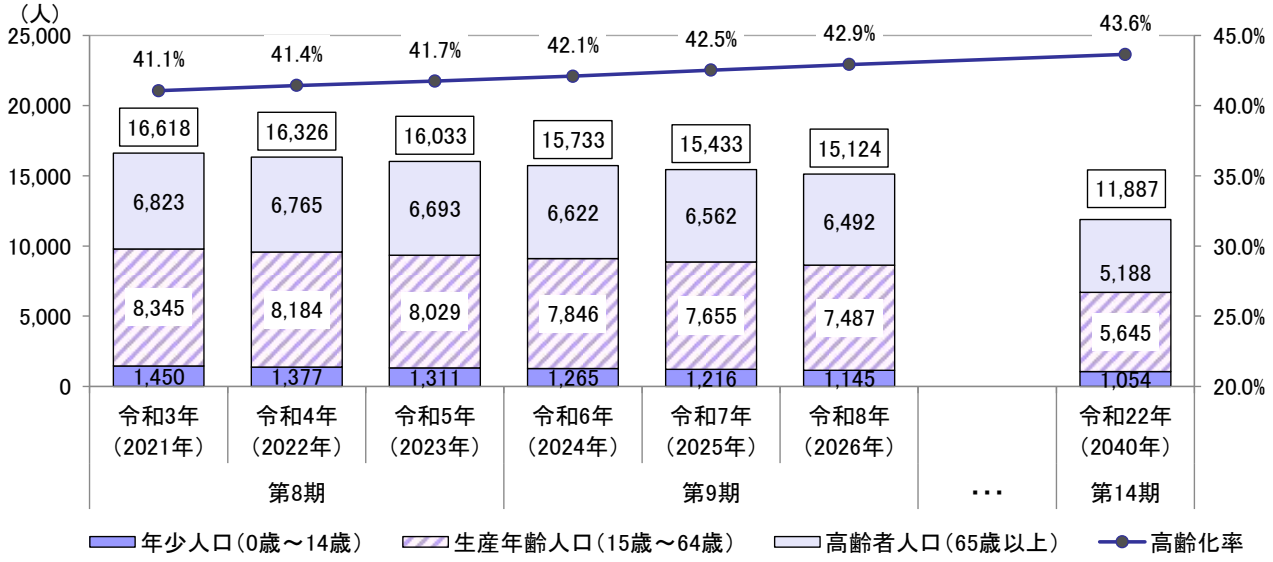
高知県、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（３）将来人口推計

将来人口の推計をみると、総人口は今後も減少傾向となり、令和５年では 16,033 人、令和７年（2025 年）では 15,433 人、令和 22 年（2040 年）では 11,887 人となる見込みです。

高齢者人口についても今後も減少傾向となり、令和５年では 6,693 人となっており、高齢化率については、年々上昇し、令和５年では 41.7%、令和７年（2025 年）では 42.5%、さらに令和 22 年（2040 年）では 43.6%となる見込みです。

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向となり、令和５年では前期高齢者が 2,791 人、後期高齢者が 3,902 人となっています。



単位：人

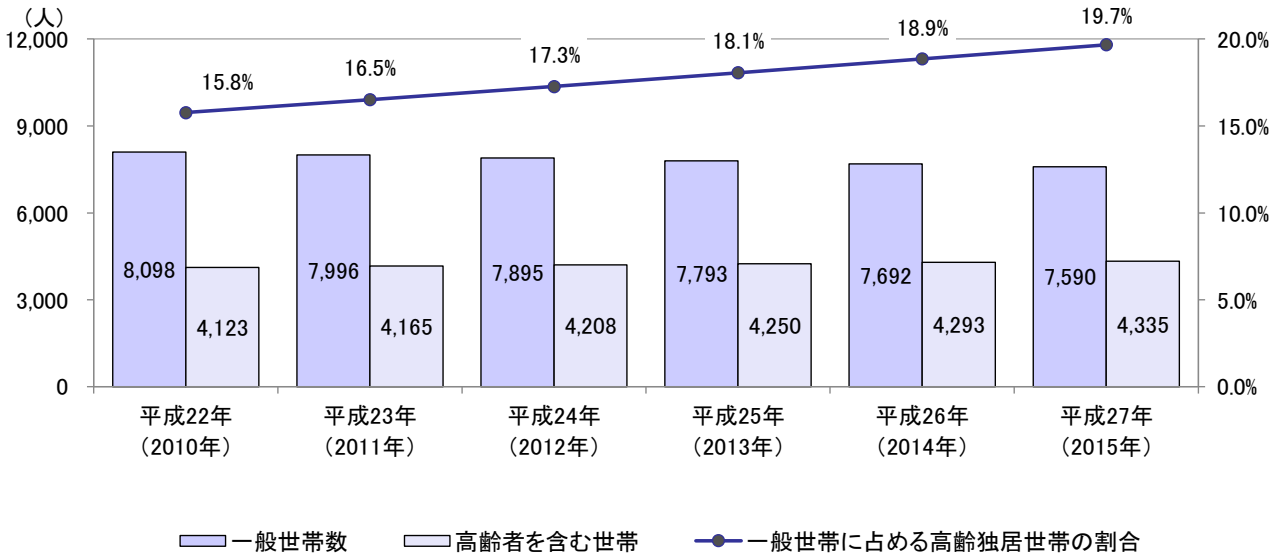
区分	第8期			第9期			第14期
	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和22年（2040年）
高齢者人口（65歳以上）	6,823	6,765	6,693	6,622	6,562	6,492	5,188
65歳～74歳（前期高齢者）	3,142	2,962	2,791	2,607	2,495	2,383	1,915
75歳以上（後期高齢者）	3,681	3,803	3,902	4,015	4,067	4,109	3,273
前期高齢者割合	46.1%	43.8%	41.7%	39.4%	38.0%	36.7%	36.9%
後期高齢者割合	53.9%	56.2%	58.3%	60.6%	62.0%	63.3%	63.1%

※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。令和 22 年（2040 年）のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法

（４）世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年では 7,590 世帯となっていますが、一方で高齢者を含む世帯は増加傾向にあり、平成 27 年では 4,335 世帯となっています。また、一般世帯に占める高齢独居世帯の割合も年々上昇し、平成 27 年では 19.7%となっています。



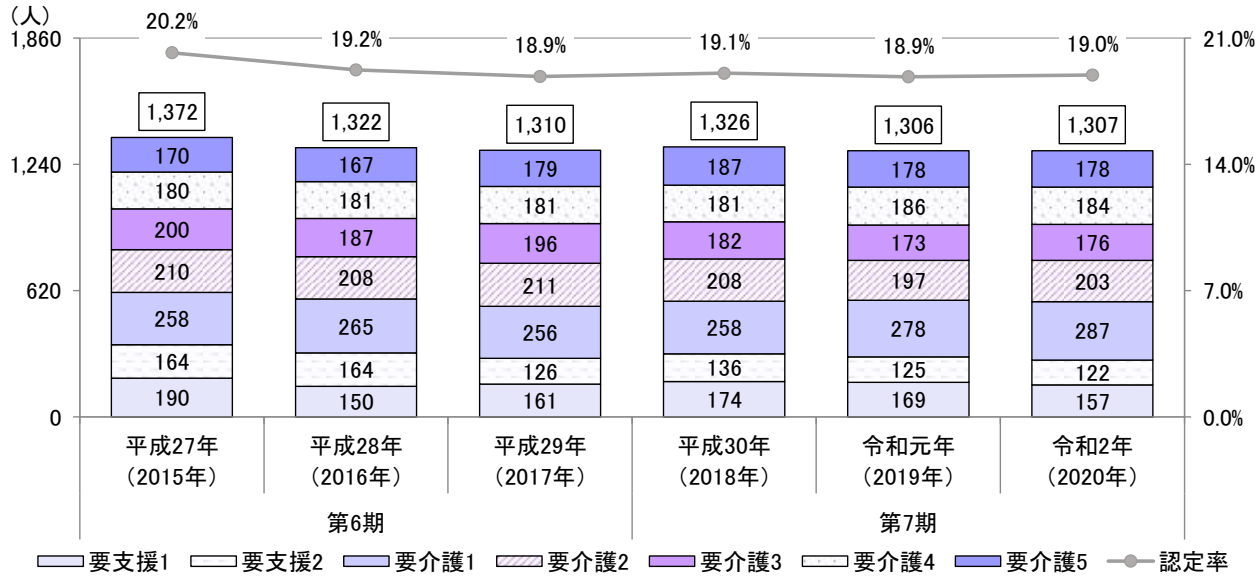
※資料：総務省「国勢調査」　ただし、国勢調査は５年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。
※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。
※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65 歳以上の世帯員が１人以上いる世帯数。
※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が 65 歳以上の高齢者１名のみの世帯数。
※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が 65 歳以上の世帯数。

２．要支援･要介護認定者数

（１）要支援･要介護認定者数の推移

①　要支援･要介護認定者数の推移

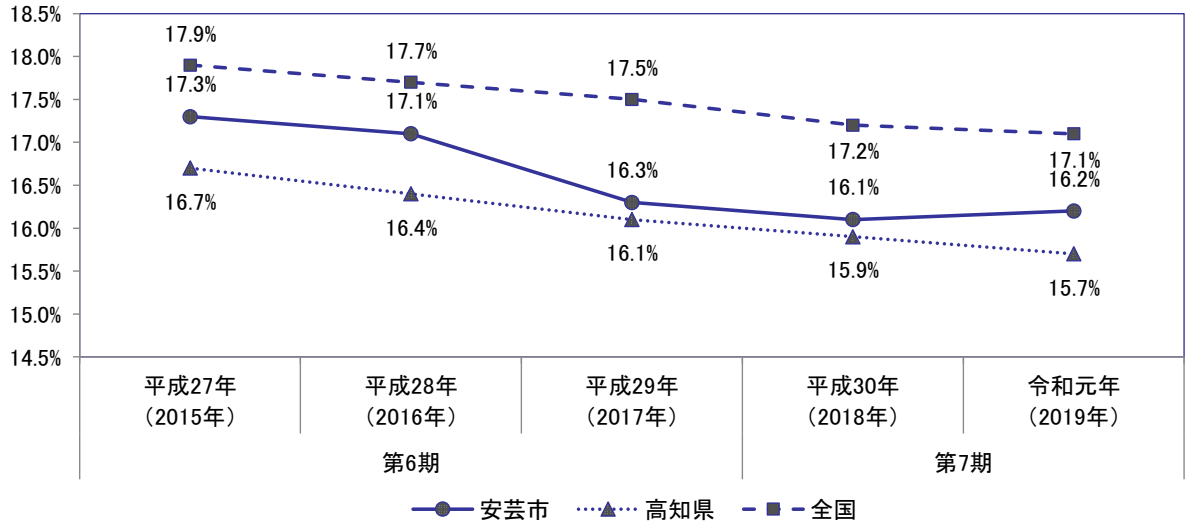
要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、要支援１・２、要介護２・３で減少傾向、要介護１・４・５で増加傾向にあります。令和２年で要支援・要介護者は 1,307 人となっています。



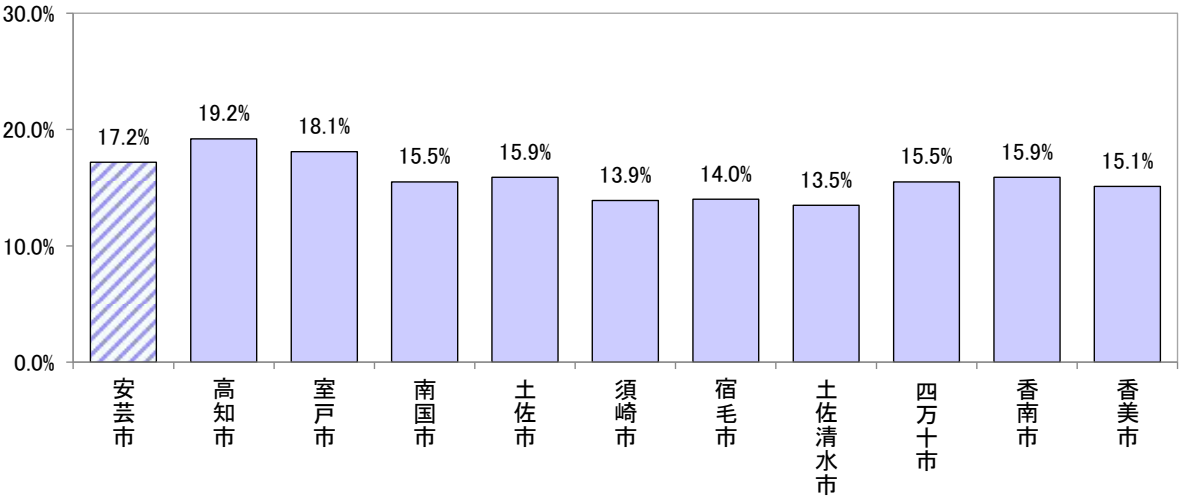
※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）
各年９月末日現在

② 調整済み認定率の比較

安芸市の調整済み認定率は、全国より低く、高知県より高い水準で推移しています。また、県内 11 市中、3 番目に高くなっています。



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 各年3月末日現在
※調整済み認定率:性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成 27 年1月1日時点の全国平均の構成。



※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより) 平成 30 年度
※調整済み認定率:性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成 30 年度の全国的な全国平均の構成。

③　認定者数の将来推計

認定者数の将来推計について、本計画期間中は増加傾向となっており、令和５年では 1,351 人の見込みとなってます。また、その後も認定者数は令和 12 年にかけて増加し、その後減少していく見込みとなっています。

単位:人

区分		第8期			参考値			
		令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和7年（2025年）	令和12年（2030年）	令和17年（2035年）	令和22年（2040年）
要支援・要介護認定者数		1,322	1,334	1,351	1,350	1,381	1,362	1,257
	要支援1	157	159	161	158	164	158	140
	要支援2	123	123	126	126	128	126	111
	要介護1	291	295	298	298	302	299	263
	要介護2	206	208	208	208	213	213	201
	要介護3	178	179	183	184	190	188	181
	要介護4	186	188	191	193	198	189	182
	要介護5	181	182	184	183	186	189	179

※資料:厚労省「介護保険事業状況報告」(地域包括ケア「見える化」システムより)

（２）認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱａ以上）の推移をみると、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいです。また、認定者に占める認知症高齢者割合は令和元年では 69.5%となっており、増加傾向にあります。

単位:人

区分		第6期			第7期	
		平成27年（2015年）	平成28年（2016年）	平成29年（2017年）	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）
要支援・要介護認定者数		1,534	1,484	1,493	1,490	1,445
	自立	222	213	204	228	216
	Ⅰ	280	270	282	265	225
	Ⅱａ	101	97	132	159	139
	Ⅱｂ	342	333	300	275	318
	Ⅲａ	333	321	333	324	314
	Ⅲｂ	92	78	77	83	62
	Ⅳ	153	164	162	153	170
	Ｍ	11	8	3	3	1
認知症自立度Ⅱａ以上認定者数		1,032	1,001	1,007	997	1,004
認定者に占める認知症高齢者割合		67.3%	67.5%	67.4%	66.9%	69.5%

※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年 10 月末日現在

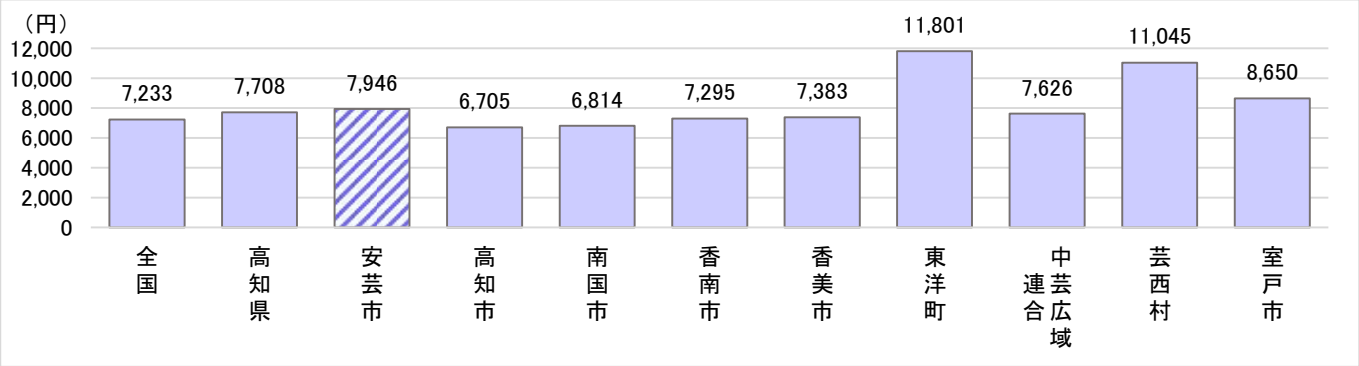
※本指標の「 認知症高齢者 自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された 認知症高齢者の日常生活 自立度を指します。

３．介護保険サービスの利用状況

（１）サービス分類別利用状況

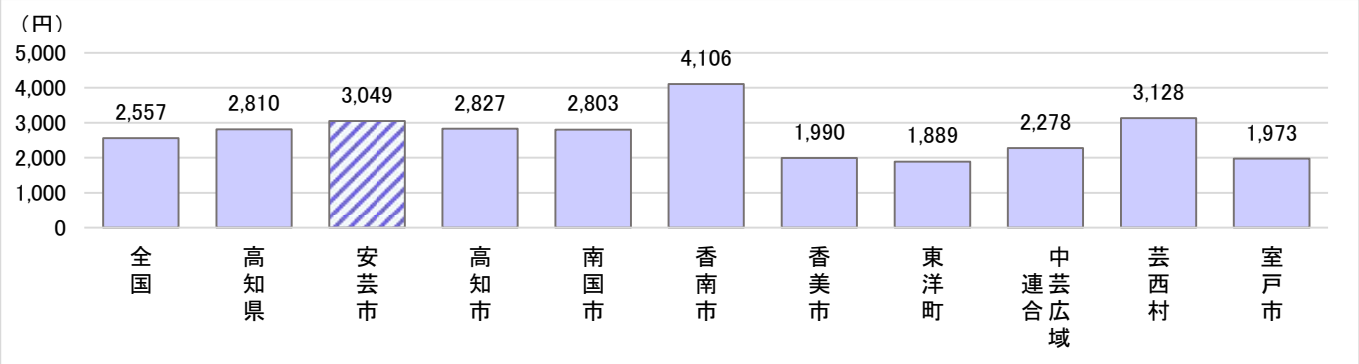
①　施設サービス

施設サービスは、安芸市は 7,946 円と全国・高知県平均を若干上回っており、近隣市町村中 4 番目に高い値となっています。



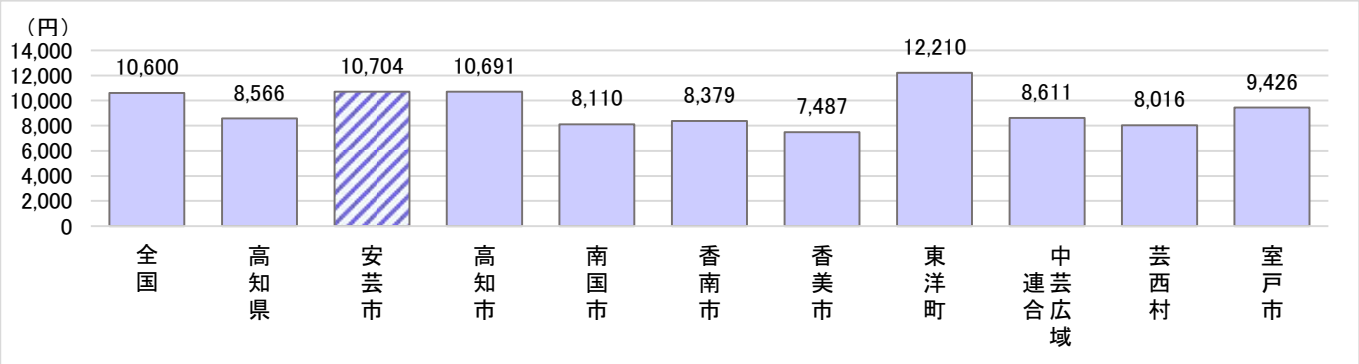
②　居住系サービス

居住系サービスは、安芸市は 3,049 円と全国・高知県平均を上回る値となっており、近隣市町村中 3 番目に高い値となっています。



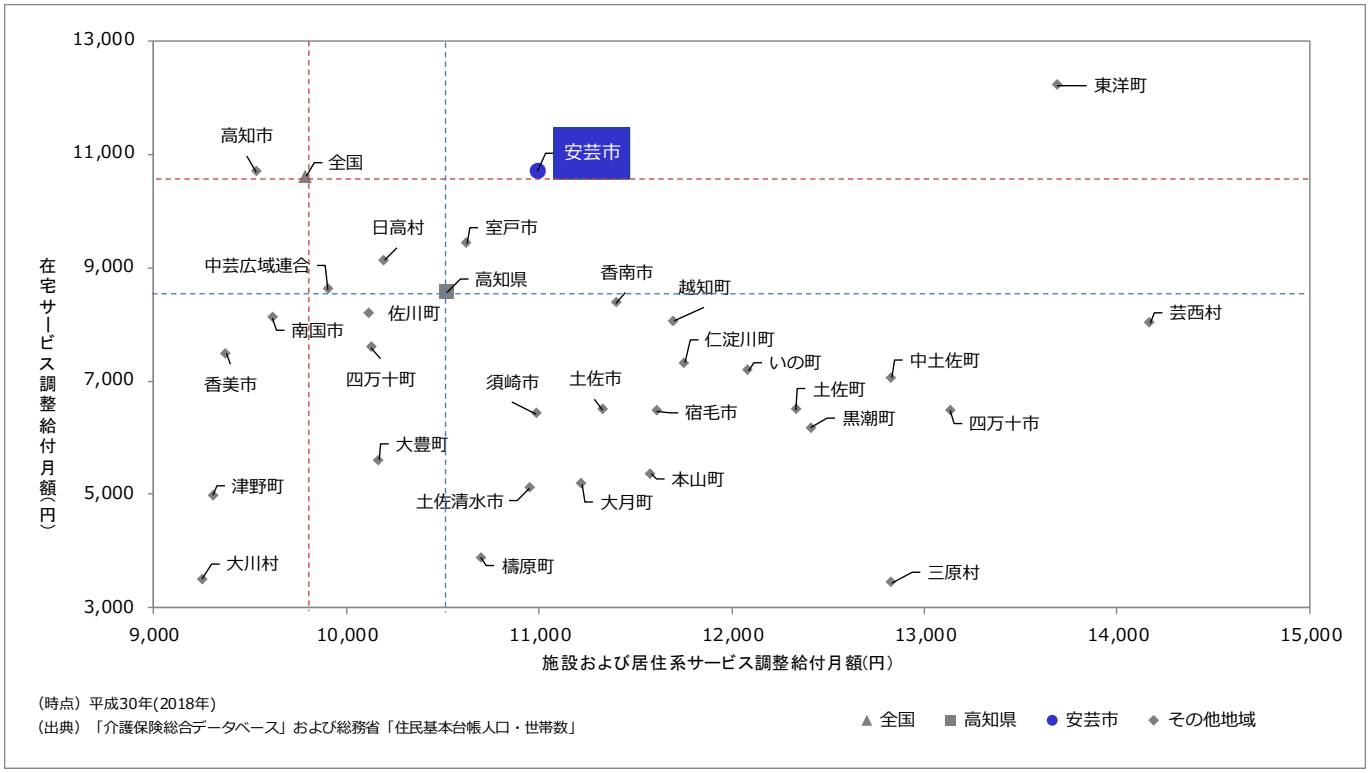
③　在宅サービス

在宅サービスは、安芸市は 10,704 円と全国平均程度の金額となっていますが、高知県平均より高く、近隣市町村中２番目に高い値となっています。



（２）第１号被保険者１人あたり調整給付月額

第１号被保険者１人あたり調整給付月額の状況をみると、施設及び居住系サービス調整給付月額は10,995 円、在宅サービス調整給付月額は 10,704 円となっており、施設及び居住系サービス、在宅サービスともに全国（9,790 円、10,600 円）、高知県(10,518 円、8,566 円）に比べ高くなっています。



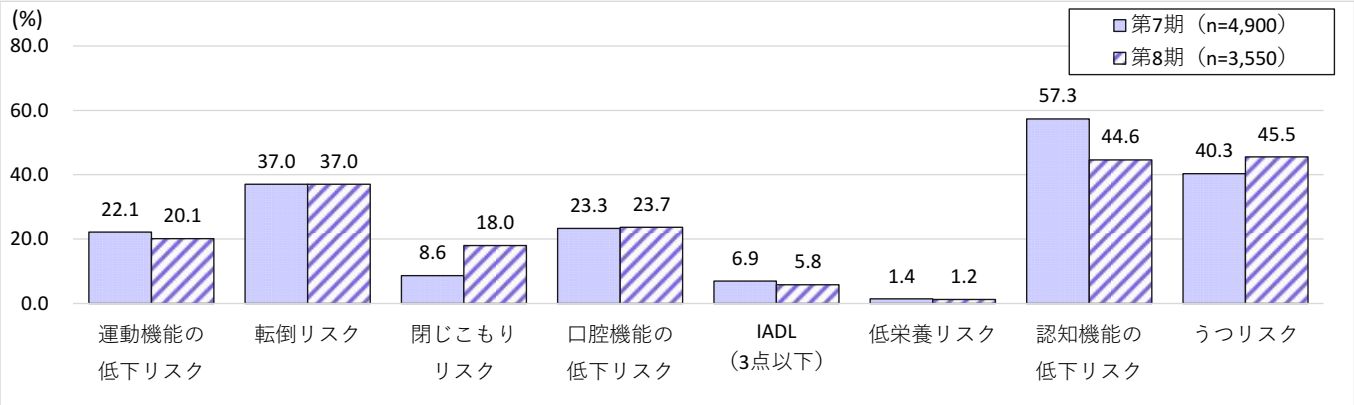
※資料:厚労省「介護保険総合データベース」、「介護保険事業状況報告（年報）」 平成 30 年（2018 年）現在
※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律 10 円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。
※実効給付率とは、当該年度の給付額の合計を費用額の合計で除した割合。
※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。
※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

４．介護予防･日常生活圏域ニーズ調査結果

計画策定にあたって、65 歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向等の実態を調査し、地域の抱える課題を特定することを目的に「安芸市高齢者の生活に関するアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」を実施しました。

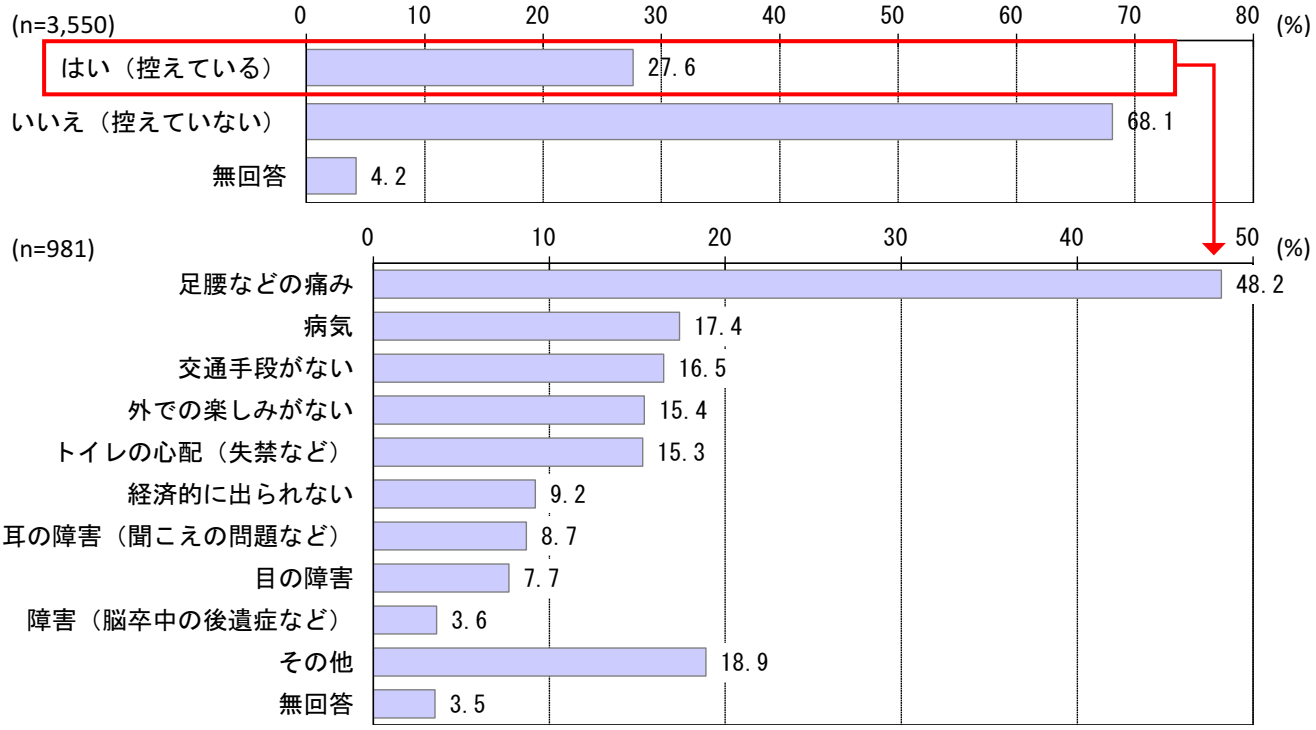
●生活機能評価別リスク

各種リスク判定について、「閉じこもりリスク」「うつリスク」はそれぞれ 9.4 ポイント、5.2 ポイントリスク該当者が増加しています。「認知機能の低下リスク」については 12.7 ポイントリスク該当者が低下しています。

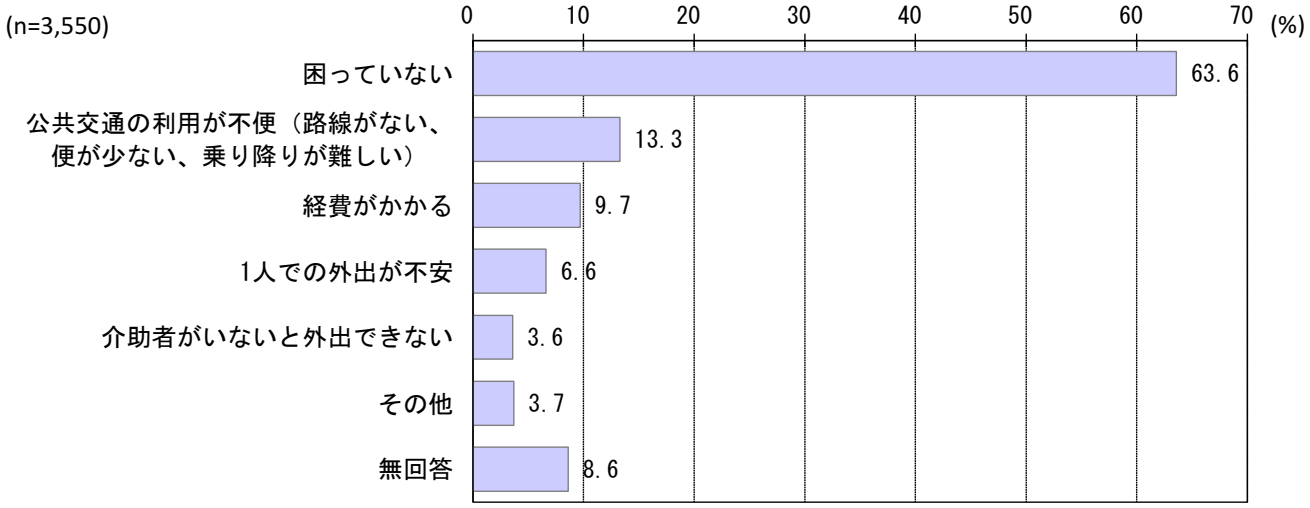


●外出について

外出を控えているかについて、「はい（控えている）」が 27.6%、「いいえ（控えていない）」が 68.1%となっています。また、外出を控えている理由については「足腰等の痛み」が 48.2%で最も多く、次いで「病気」が 17.4%、「交通手段がない」が 16.5%となっています。

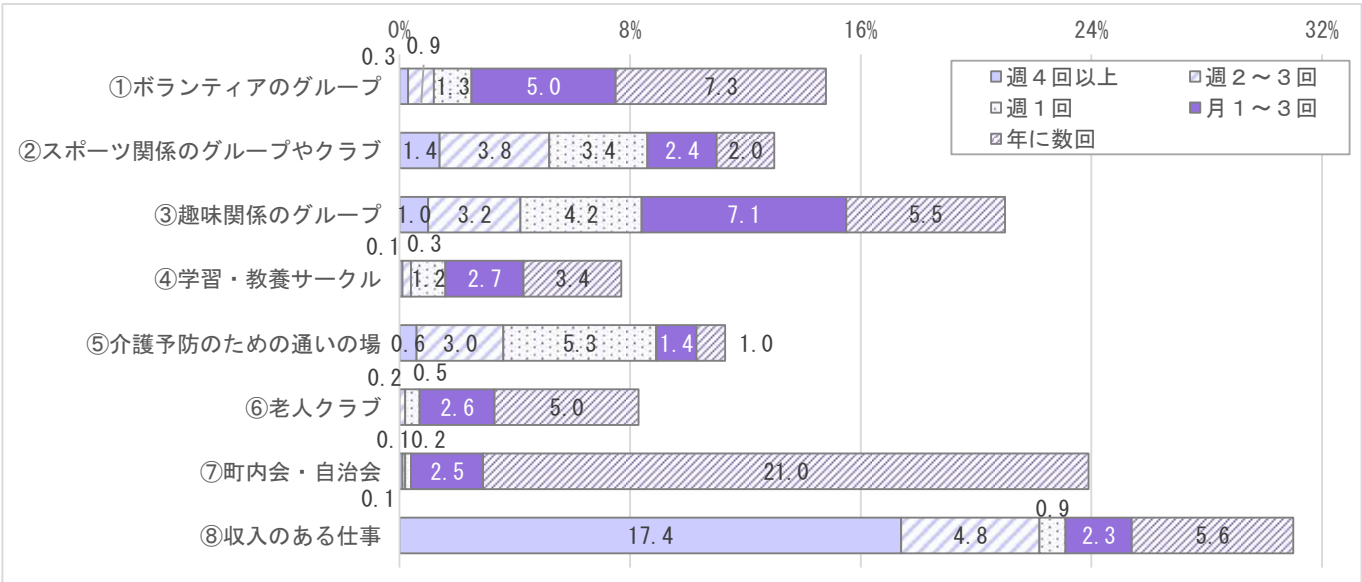


外出の際に困っていることについては、「困っていない」が 63.6%で最も多く、次いで「公共交通の利用が不便（路線がない、便が少ない、乗り降りが難しい）」が 13.3%、「経費がかかる」が 9.7%となっています。

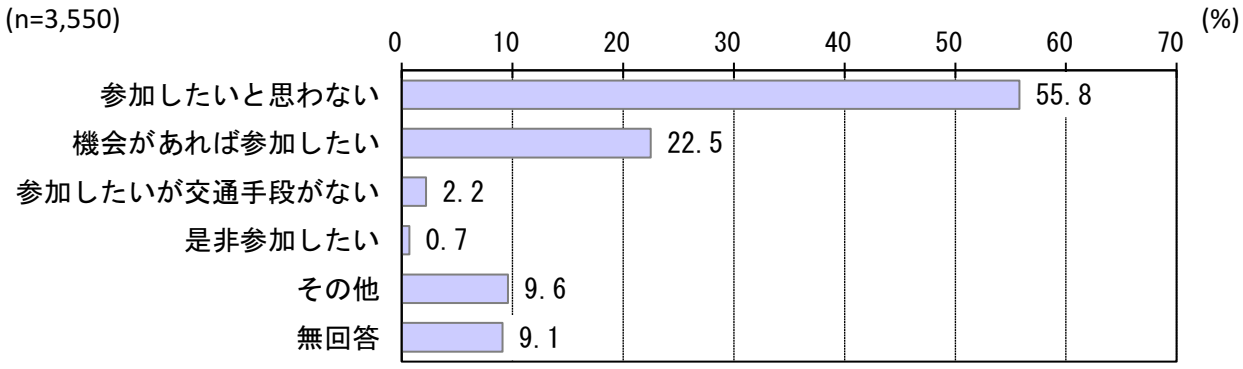


●地域活動への参加状況

地域活動への参加状況について、週 4 回以上は、「⑧収入のある仕事」が 17.4%と最も多く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」が 1.4%、「③趣味関係のグループ」が 1.0%となっています。

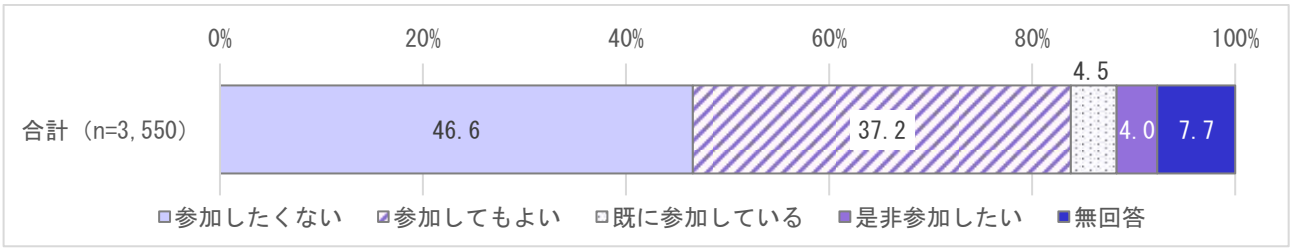


困っている方の支援や手助け等のボランティア活動（有償ボランティア含む）への参加意向について、「参加したいと思わない」が 55.8%で最も多く、次いで「機会があれば参加したい」が 22.5%、「その他」が 9.6%となっています。



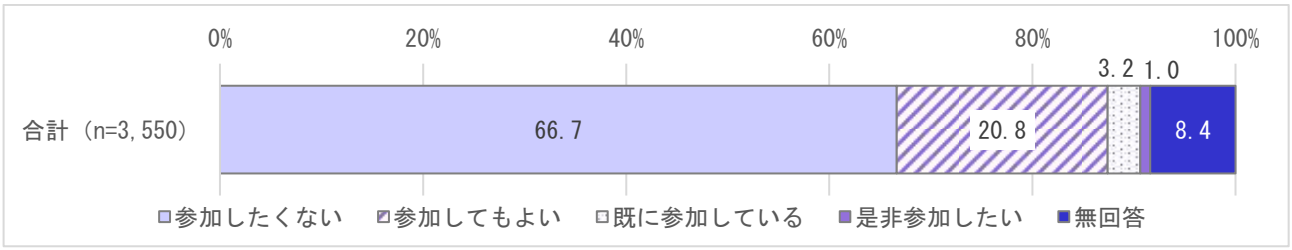
【参加者として】

参加者としての地域活動への参加意向については、「参加したくない」が 46.6%で最も多く、次いで「参加してもよい」が 37.2%、「既に参加している」が 4.5%となっており、参加意向のある方（参加してもよい＋是非参加したい）については 41.2%となっています。



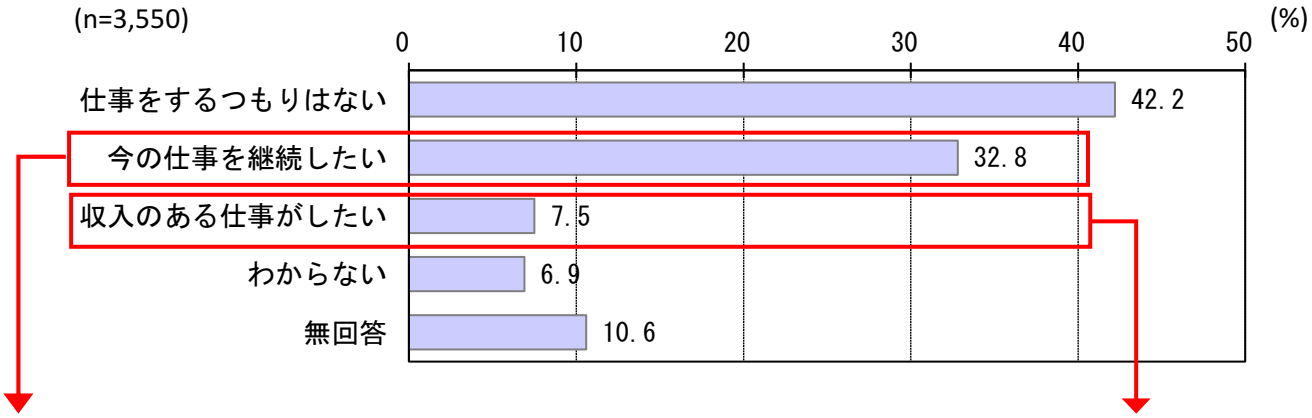
【お世話役として】

お世話役としての地域活動への参加意向については、「参加したくない」が 66.7%で最も多く、次いで「参加してもよい」が 20.8%、「既に参加している」が 3.2%となっており、参加意向のある方（参加してもよい＋是非参加したい）については 21.8%となっています。

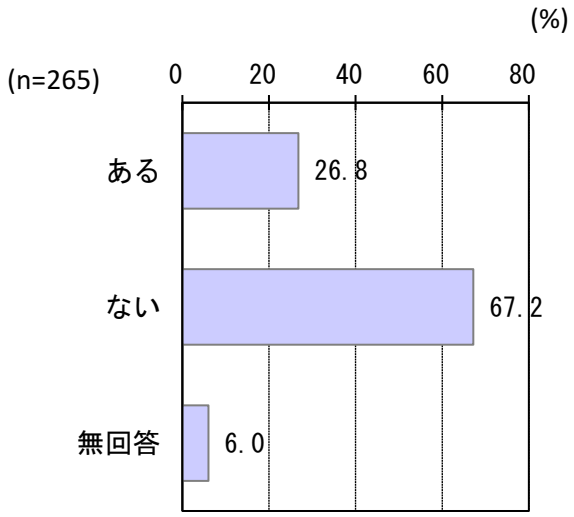


●就労について

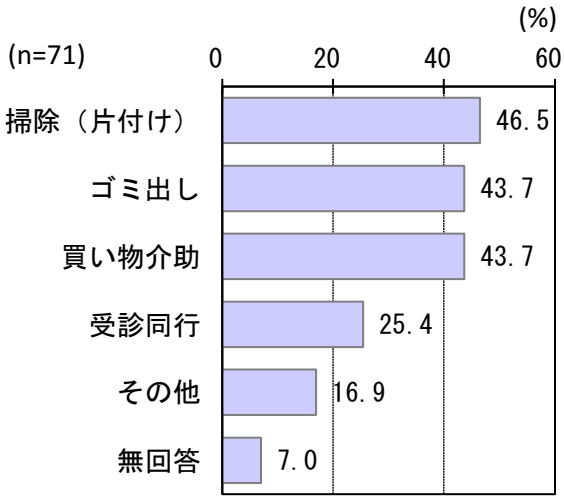
収入のある仕事の就労意向については、「仕事をするつもりはない」が 42.2%で最も多く、次いで「今の仕事を継続したい」が 32.8%、「収入のある仕事がしたい」が 7.5%となっています。



介護の仕事に興味があるかについて、「ある」は 26.8%、「ない」が 67.2%となっています。



実際にやってみたいと思う仕事について、「掃除（片付け）」が 46.5%と最も多く、次いで「ゴミ出し」「買い物介助」が 43.7%となっています。

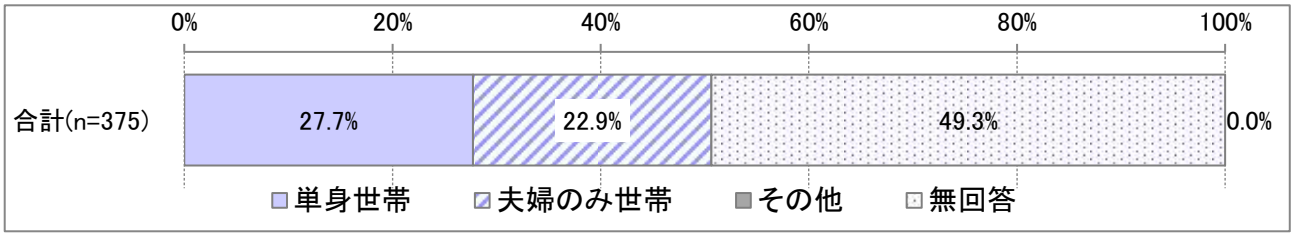


５．在宅介護実態調査結果

要介護認定を受けている方で、在宅で介護をしている家庭を対象に「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」を検討することを目的に「在宅介護実態調査」を実施しました。

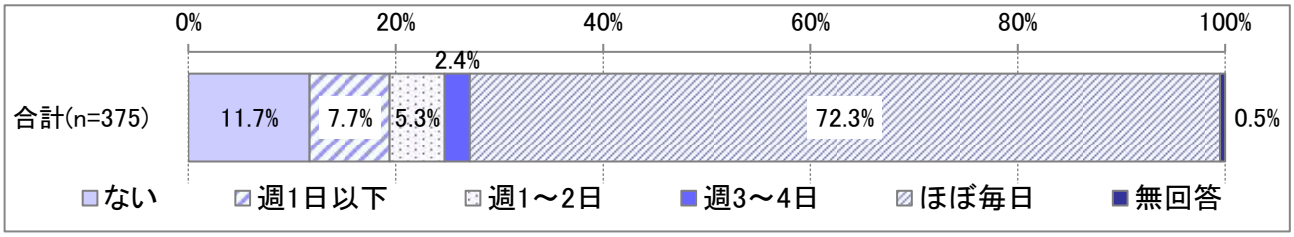
●世帯類型について

世帯類型について、「その他」が 49.3%、次いで「単身世帯」が 27.7%、「夫婦のみ世帯」が 22.9%となっています。



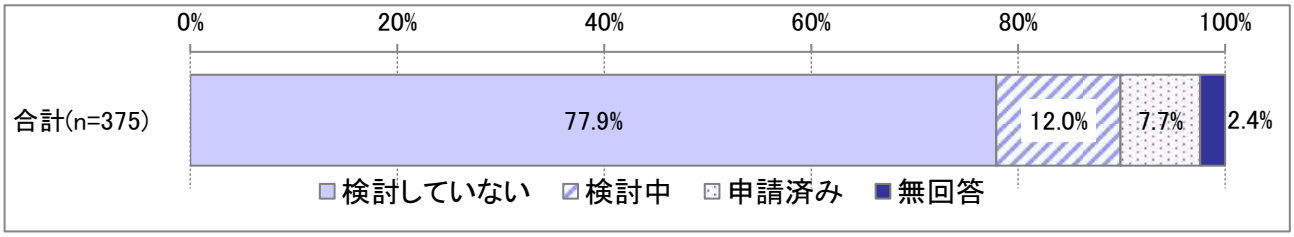
●介護の頻度について

介護の頻度について、「ほぼ毎日」が 72.3%と最も多く、次いで「ない」が 11.7%、「週 1 日以下」が 7.7%となっています。



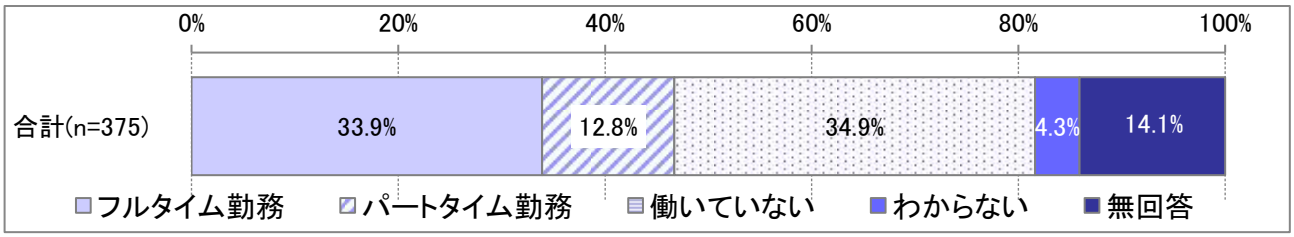
●施設の検討状況について

施設の検討状況について、「検討していない」77.9%と最も多く、次いで「検討中」が 12.0%、「申請済み」が 7.7%となっています。



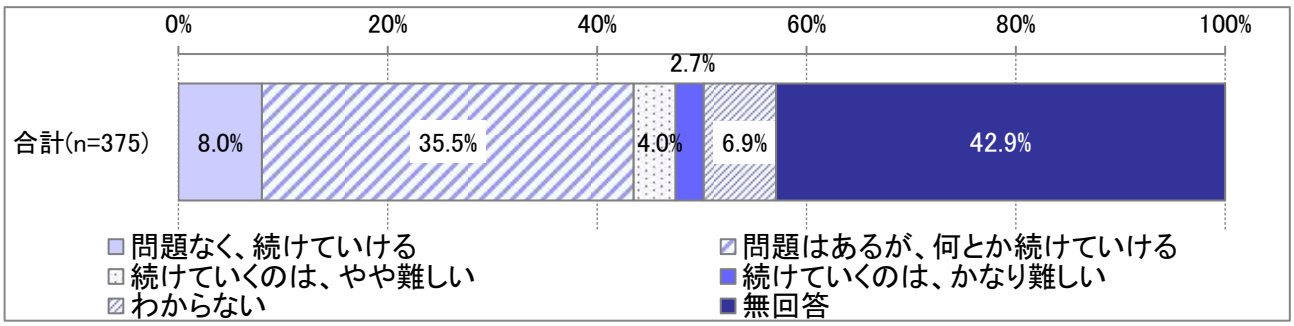
●介護者の雇用形態について

介護者の雇用形態について、「働いていない」が 34.9%と最も多く、次いで「フルタイム勤務」が 33.9%、「パートタイム勤務」が 12.8%となっており、働いている介護者（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）の割合が 46.7%と約半数を占めています。



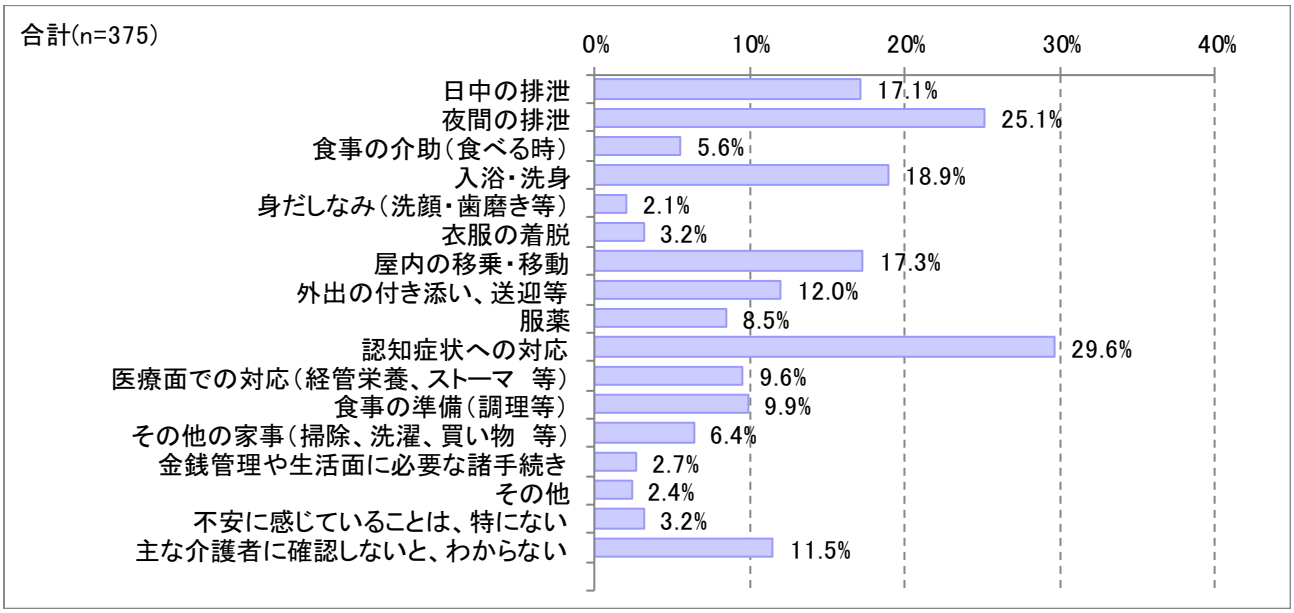
●就労の継続について

今後の就労の継続について、「問題はあるが、何とか続けていける」が 35.5%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が 8.0%、「わからない」が 6.9%となっています。



●在宅生活継続に向けて不安な介護

今後の在宅生活継続に向けて不安な介護について、「認知症への対応」が 29.6%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が 25.1%、「入浴・洗身」が 18.9%となっています。



第３章
計画の基本構想

第３章　計画の基本構想

１．将来像

第 7 期計画は、団塊の世代が 75 歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる、令和 7 年（2025 年）を見据え、介護予防、認知症施策、地域コミュニティの再構築等について、地域包括ケアシステムの深化・推進と第 6 期計画を一歩進める計画として「みんなで高齢者等を見守る安全安心な『やさしいまち』」を基本理念として各施策に取り組んできました。

本計画では、来期に迫る令和 7 年（2025 年）を見据え、第 7 期計画で取り組んできた施策のさらなる推進に併せ、「人生どのステージでも幸せに暮らせるまち」を基本理念とし、住む場所が違っても、医療や介護が必要になっても、豊かに暮らすことができるよう、引き続き各施策に取り組んでいきます。

基　本　理　念

人生どのステージでも幸せに暮らせるまち

２．重点目標

本計画では、「１．より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築」「２．どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化」「３．質の高い介護サービスの提供体制づくり」を重点目標に掲げ、取組を推進していきます。

重点目標 1

より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築

高齢者がいつまでも社会参加をしていくために基本となるのが、高齢者自身が健康であることです。住民一人ひとりの健康意識の向上を図り、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防を推進するとともに、高齢者ができるかぎり要介護状態にならないよう、総合的な介護予防事業を推進します。

また、高齢者が生きがいをもって地域で暮らしていくために、高齢者が持つ知識と経験を活かした社会参加・社会貢献の実現を支援する体制を推進していきます。

重点目標 2

どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化

高齢者が支援を必要とする状態になっても、自宅や地域で、住民同士の思いやりや助け合い、支え合いによって暮らし続けることができるよう、地域コミュニティの再構築に努めます。また、地域住民や関係機関が支え合うことで地域包括ケアシステムを強化し、いつまでも生き生きと暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

重点目標 3

質の高い介護サービスの提供体制づくり

今後、介護を必要とする高齢者の増加により、介護サービスのニーズはますます高まることが予想されています。近い将来だけではなく、中長期的な視点に立って、介護保険事業の将来像を描くとともに、適正・円滑な運営に取り組みます。また、介護サービスの質の向上を図り、介護保険事業の持続可能性の推進・充実を目指します。

３．施策体系

重点目標１　より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築

１．介護予防・健康づくり	（１）保健事業の推進	p.28
	（２）介護予防の推進	p.31
２．なじみの関係づくり	（１）老人クラブの育成	p.36
	（２）シルバー人材センターの育成	p.37
	（３）ふれあいサロン	p.38
	（４）敬老会	p.38

重点目標２　どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化

１．生活支援の充実	（１）配食サービス	p.39
	（２）移送サービス	p.40
	（３）敬老祝い金	p.40
	（４）老人福祉電話	p.41
	（５）高齢者住宅改造	p.41
	（６）緊急通報装置	p.42
	（７）日常生活用具給付事業	p.43
２．地域共生社会の実現	（１）包括的支援事業	p.44
	（２）地域ケア会議の運営・実施	p.45
	（３）認知症施策の充実	p.46
	（４）医療と介護の連携	p.47
	（５）災害時要援護者見守り体制	p.48
	（６）災害や感染症対策に係る体制の整備	p.48
	（７）住まいの確保	p.49
３．高齢者の尊厳に配慮したケアの推進	（１）高齢者虐待の防止	p.50
	（２）権利擁護の取組	p.50

重点目標３　質の高い介護サービスの提供体制づくり

１．介護保険事業の適正・円滑な運営	（１）給付適正化	p.51
	（２）介護サービスの質の向上	p.53

４．日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、①地理的条件、②人口、③施設の整備状況等を総合的に勘案し、住民が日常生活を営んでいる地域として設定する圏域のことで、圏域ごとに地域密着型サービスを提供することとなっています。

安芸市はこれまで人口や地理等を勘案し、市内全域を１圏域と設定し施策を展開してきました。本計画期間においても日常生活圏域は市内全域を１圏域と設定します。

第４章

より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築

第４章　より多くの高齢者が活躍できる超高齢社会の構築

１．介護予防･健康づくり

（１）保健事業の推進

①　健康評価･健康管理

取組内容や課題

特定健診受診率及び特定保健指導の実施率の向上や、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるとともに重篤な疾患の発症を防ぐため、40 歳代から健診受診を継続することが重要であり、壮年期の健康づくりに対する意識づけを行っています。

しかし特定健診受診率は目標値に達しておらず、引き続き魅力ある健診づくりとともに地域住民と連携した事業の拡充を図っていきます。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
特定健診受診率	41.7%	44.7%	43.0%
国民健康保険一人当たり医療費	435 千円	441 千円	435 千円

今後の方向性	第８期目標
早期からの生活習慣改善のため、特定健診受診率の向上を図ります。 レセプト点検体制の充実やジェネリック医薬品の利用促進等による医療費の適正化に努めます。	特定健診受診率向上 医療費の適正化

②　健康支援

取組内容や課題

一人ひとりが健康に関する正しい知識を持てるよう情報提供を行うとともに、市民の交流を通して自分の健康、仲間の健康、地域の健康に興味関心を持ち、地域内で健康づくりが展開されるよう支援を行っています。

いきいき百歳体操等については、公民館や集会所等を利用することで実施地区を拡大し、市民の身近な場所に健康づくりの場ができるよう支援しています。

		実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
健康相談	開催数	31 回	20 回	25 回
	参加延人数	141 人	109 人	125 人
	利用件数	31 件	20 件	25 件
老成人訪問事業	参加延人数	5 人	5 人	5 人
いきいき百歳体操等支援	開催数	30 回	18 回	30 回
	参加延人数	441 人	266 人	350 人

今後の方向性	第８期目標
健康相談や住民主体の健康づくりの場の活動を支援していきます。	実施

③　健康増進

取組内容や課題
地域での住民活動・住民組織の状況に応じ、住民の主体的な健康づくり活動となるよう健康教育・学習会を支援しています。 元気アップ推進事業は、地域で特定健診受診率の向上を目指した活動の支援、地域の健康課題に応じた食事や運動等の健康的な生活習慣づくり、生活習慣の改善、地域・住民組織と連携した活動の推進に取り組んでいます。 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業の実施を見送りました。

		実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
健康教育・学習会	開催数	59 回	54 回	54 回
	参加延人数	3,275 人	2,817 人	3,000 人
ウォーキング会	開催数	1 回	1 回	0 回
	参加延人数	60 人	59 人	0 人

今後の方向性
15 分圏内で歩いて参加できる健康づくり活動等の推進と参加者の増加を目指します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
健康教育・学習会開催数	55 回	56 回	57 回
ウォーキング会開催数	1 回	1 回	1 回

（２）介護予防の推進

①　介護予防･日常生活支援総合事業

●訪問型サービス

取組内容や課題
安芸市では平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に取り組んできました。旧介護予防訪問介護に相当するサービスと、平成 30 年度から専門職による短期間で提供するサービス（訪問 C）を開始しました。 総合事業にはこの他に、旧介護予防訪問介護の基準を緩和したサービス（訪問 A）や住民主体によるサービス（訪問 B)、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援（訪問 D）のサービスがあります。今後は介護サービスでは行き届かない「ちょっとした困りごと」に対する支援について、検討する必要があります。しかし、サービス実施の主体となる地域団体や住民の受け手が見つからず、事業実施には結び付いていません。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
旧介護予防訪問介護に相当するサービス　利用延人数	806 人	727 人	700 人
専門職による短期集中訪問サービス（訪問 C）　利用延人数	38 人	0 人	0 人

今後の方向性
「ちょっとした困りごと」に対応するため、基準緩和サービスや住民主体によるサービス等の実施により、旧介護予防訪問介護相当サービスや介護給付に頼らなくても生活ができるような、生活支援を検討していきます。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
緩和した基準によるサービス（訪問 A）	検討		
住民主体によるサービス（訪問 B）	検討		
専門職による短期集中予防型サービス（訪問 C）	実施		
移動や移動前後の生活支援（訪問 D）	検討		

●通所型サービス

取組内容や課題
総合事業は、旧介護予防通所介護に相当するサービスの他に、基準を緩和したサービス（通所A)、住民主体によるサービス（通所B)、専門職による短期集中予防型サービス（通所C）があります。安芸市では令和2年6月から、通所Cを開始し、運動・口腔・栄養面のプログラムを3ヶ月間集中的に取り組んだ結果、サービスから卒業し自立していく利用者が続き、一定の成果が現れています。

	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度
旧介護予防通所介護に相当するサービス　利用延人数	554人	464人	500人
短期集中予防型サービス（通所C）　利用回数	-	-	120回

今後の方向性
短期集中予防型サービス（通所C）は、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割をもって生活できるよう、高齢者本人を取り巻く環境等バランスの取れたアプローチを実践するため、地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組です。 自立支援型の介護予防ケアマネジメントと地域ケア会議の連動、短期集中予防型サービスの多職種連携により、卒業後の社会参加や主体的な介護予防への取組を推奨し、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう推進していきます。また、緩和した基準による通所サービスや、住民主体によるサービスについても検討していきます。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
緩和した基準によるサービス（通所A）	検討		
住民主体によるサービス（通所B）	検討		
短期集中予防型サービス（通所C）　利用回数	150回	150回	150回

●介護予防普及啓発事業

取組内容や課題
年齢を重ねても生き生きと暮らし続けられるよう、健康づくりや介護予防活動の普及啓発を推進しています。 介護予防について知識を深めるための講演会の開催や、介護予防手帳の配布、地域での自主的な介護予防活動として、住民主体の通いの場でのいきいき百歳体操等の実施について支援しています。年々、いきいき百歳体操の実施箇所は増加し、身近なところで実施できるよう集会所での開催が増えています。内容は、口腔機能の向上のための「かみかみ百歳体操」や認知症予防のための「しゃきしゃき百歳体操」、転倒予防のための「安芸の元気体操」を実施しています。 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業の実施を見送りました。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
あき元気フェスタ	1 回	1 回	0 回
健康文化都市記念講演会	1 回	1 回	0 回
老成人歯科健診	2 回	2 回	2 回
介護予防手帳の配布	実施		

今後の方向性
引き続き、元気フェスタや講演会等を通じ、介護予防普及啓発を行います。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
あき元気フェスタ	年 1 回実施		
健康文化都市記念講演会	年 1 回実施		
老成人歯科健診	広域化		
介護予防手帳の配布	実施		
いきいき百歳体操・サロン専門職訪問	8 回	8 回	8 回

●地域介護予防活動支援事業

取組内容や課題

年々、いきいき百歳体操の実施箇所は増加し、身近なところで実施できるよう集会所での開催が増えています。内容は、口腔機能の向上のための「かみかみ百歳体操」や認知症予防のための「しゃきしゃき百歳体操」、転倒予防のための「安芸の元気体操」を実施しています。

また、認知症サポーター養成講座を実施し、新たに就任された民生委員やサロン等のお世話役の方々等、広く地域住民の皆さんにも受講していただき、日ごろから介護予防の視点も踏まえた活動をしています。

また、平成 27 年度に開始したあき元気応援マイレージ制度は、助け合いのもと生きがいや役割を持ちながら生活できる地域づくりに取り組んでいますが、活動登録者の固定化が課題となっています。

各地区で実施されているサロンでは介護予防機能を強化するため、専門職による健康教育を実施しています。あったかふれあいセンターでは自立～要支援の方を対象に、生きがいや介護予防活動等の主体的な役割を持つこと等を支援しています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
いきいき百歳体操	36 箇所	36 箇所	38 箇所
いきいき百歳体操交流大会	1 回	1 回	1 回
いきいき百歳体操連絡会	5 回	4 回	3 回
あき元気応援マイレージ登録人数	実施		
ふれあいサロン	実施		
東川こまどりサロン	実施		

今後の方向性

高齢者の保健事業と介護予防の一体化により 75 歳以上に実施される後期高齢者健診やいきいき百歳体操の体力測定等の結果をもとに、プレフレイル状態の方を対象に一般介護予防事業へのつなぎを行い、早期に要介護状態を予防していく取組を実施していきます。

あき元気応援マイレージ制度は、活動登録者の固定化や、多様なニーズに対応するため活動登録者の拡大や活動内容の充実を図っていきます。

いきいき百歳体操やサロン等の住民主体の活動を支援しながら、高齢者自身が地域の担い手として、また、就業も含めた活動ができるような仕組みづくりや、一人ひとりが自分らしく生き生きと生活できるような地域づくりを目指します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
いきいき百歳体操	実施		
いきいき百歳体操交流大会	実施		
いきいき百歳体操連絡会	実施		
あき元気応援マイレージ	実施		
ふれあいサロン	実施		
東川こまどりサロン	実施		
あったかふれあいセンター事業	実施		

●高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施

取組内容や課題
医療保険者による保健事業と介護保険者による介護予防事業はこれまで別々に実施されており、事業間の「途切れ」により介護予防事業の効果が十分に得られていませんでした。地域の介護予防の強化を図り、住民一人ひとりが地域で生き生きとした暮らしを送っていけるよう、フレイル予防や後期高齢者健診の受診啓発、低栄養やフレイルのハイリスク者への個別支援、専門職等が地域の通いの場へ出向き、健康教育や健康相談を行う等、介護予防と保健事業の一体的実施を目指します。
今後の方向性
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくり活動に参加することができるよう、通いの場の充実やリハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職との連携を図っていきます。 また、KDB システムの情報を活用した効果的な保健事業の展開の検討や、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

２．なじみの関係づくり

（１）老人クラブの育成

取組内容や課題

老人クラブ連合会及び単位老人クラブ活動の充実を目的として、高齢者福祉の推進、高齢者の社会活動参加の促進、生きがいや健康づくり支援に取り組んでいます。近年、会員数が伸び悩む傾向にあり、会員数の確保が課題となっています。

		実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
安芸	クラブ数	15 クラブ	15 クラブ	15 クラブ
	会員数	517 人	483 人	473 人
伊尾木	クラブ数	2 クラブ	2 クラブ	1 クラブ
	会員数	98 人	93 人	50 人
川北	クラブ数	3 クラブ	3 クラブ	3 クラブ
	会員数	97 人	91 人	91 人
東川	クラブ数	0 クラブ	0 クラブ	0 クラブ
	会員数	0 人	0 人	0 人
土居	クラブ数	3 クラブ	3 クラブ	3 クラブ
	会員数	115 人	114 人	100 人
井ノ口	クラブ数	8 クラブ	8 クラブ	8 クラブ
	会員数	265 人	263 人	267 人
畑山	クラブ数	0 クラブ	0 クラブ	0 クラブ
	会員数	0 人	0 人	0 人
穴内	クラブ数	3 クラブ	3 クラブ	3 クラブ
	会員数	111 人	110 人	109 人
赤野	クラブ数	1 クラブ	1 クラブ	1 クラブ
	会員数	40 人	36 人	35 人
合計	クラブ数	35 クラブ	35 クラブ	34 クラブ
	会員数	1,243 人	1,190 人	1,125 人

今後の方向性	第８期目標
団塊世代を対象に会員勧誘活動を推進し、高齢者の社会参加を促進していきます。	クラブ数・会員数の維持

（２）シルバー人材センターの育成

取組内容や課題

高齢者が就業を通して地域貢献や生きがいの創出を図る事業であり、地域の中にある臨時的かつ短期的、あるいは比較的軽易な仕事を家庭、事業所、公共団体等から引き受けて実施しています。就業機会の配分については、シルバー人材センターに加入している会員の希望や能力に応じて行っています。

シルバー人材センターへの仕事申込書を兼ねたチラシを作成し広報する等、簡単に依頼できるよう工夫しています。また事業拡大する一方で新規会員の獲得等に課題があり、引き続きセンターの PR 活動に力を入れ、会員数・受注件数の拡大を図る必要があります。

		実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
	60 歳以上人口	8,111 人	8,038 人	8,000 人
シルバー人材センター	会員数	111 人	116 人	120 人
	入会率	1.37%	1.44%	1.50%
	受注件数（公共）	282 件	209 件	200 件
	受注件数（民間）	729 件	857 件	900 件

今後の方向性

今後も引き続き PR 活動に努め、会員数・受注件数の拡大を図り、健全な運営を目指します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
会員数	125 人	130 人	135 人
受注件数	1,100 件	1,110 件	1,120 件

（３）ふれあいサロン

取組内容や課題

高齢者の方々をはじめとする地域住民が、集会所等で体操やレクリエーション、会話や食事等を楽しみ、自由な時間を過ごし、健康で充実した生活を送れるよう地域で支え合う活動を進める憩いの場です。

		実績		
		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
ふれあいサロン	実施箇所	13 か所	13 か所	13 か所
	利用者実人数	310 人	308 人	294 人
	利用者延人数	4,516 人	4,094 人	3,500 人
	年間実施日数	403 日	344 日	240 日
東川サロン	利用者実人数	20 人	12 人	12 人
	利用者延人数	289 人	285 人	315 人
	年間実施日数	90 日	84 日	84 日

今後の方向性	第８期目標
介護予防の地域拠点として、認知症予防講座や介護予防体操等を定着させるとともに、介護予防が必要な虚弱高齢者の地域の受け皿として、また、あったかふれあいセンターや介護予防サービスが必要な方をつなぎ合わせる役割を持った拠点として、地域で支え合う仕組みを形成し、介護予防を中心とした活動を展開していきます。	利用者実人数・ 利用者延人数の増加

（４）敬老会

取組内容や課題

高齢者を敬う心を育て、老人福祉についての関心・理解を深めていくため、後期高齢者を地域ぐるみで祝う行事を開催しており、歓談や余興等を通して、地域の方との親睦を深める機会となっています。

主催者の高齢化、行事の担い手不足等のため、敬老会を開催できず記念品を贈呈するのみになっている地区もあります。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として敬老会を中止、記念品贈呈のみとしました。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
参加者数	997 人	988 人	0 人
参加率	27.6%	28.2%	0%

今後の方向性	第８期目標
今後も継続して開催します。	参加率の維持・向上

第５章

どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化

第５章　どの地域でも生き生きと暮らすための支援体制強化

１．生活支援の充実

（１）配食サービス

①　ふれあい型

取組内容や課題
地区の日赤奉仕団と民生委員が主体となり、一人暮らし高齢者を対象に栄養バランスの良い食事を提供しています。月１回の見守り活動を兼ねた配食活動を実施し、民生委員が定期的に訪問することで、一人暮らし高齢者の安否確認と話し相手の役割を担っています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
実施件数	3,613 件	4,051 件	3,960 件

今後の方向性	第８期目標
見守りを兼ねての配食サービスを行います。	実施

②　地区社協型（穴内地区、栃ノ木地区）

取組内容や課題
調理配食ともに地区社会福祉協議会でボランティアが実施しており、公民館での会食を実施しています。 穴内地区は、社会福祉協議会が送迎でサロン（ミニデイ）に来ていただいた方を対象に、公民館での配食を実施しています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
実施件数	96 件	116 件	80 件

今後の方向性	第８期目標
参加者同士で誘い合い、新規参加者の確保を目指します。	参加者の維持・増加

（２）移送サービス

取組内容や課題
日常的に車椅子を利用している方で、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、軽自動車のリフト車を使用し、利用者の居宅と福祉、保健、医療施設等との間を送迎するサービスです。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
実利用者数	32 人	32 人	32 人
延利用回数　片道利用	185 回	104 回	100 回
延利用回数　往復利用	307 回	218 回	200 回

今後の方向性
車椅子利用者の交通手段として引き続き実施します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用者数	32 人	32 人	32 人
延利用回数　片道利用	100 回	100 回	100 回
延利用回数　往復利用	200 回	200 回	200 回

（３）敬老祝い金

取組内容や課題
高齢者の長寿を祝福して、88 歳を迎えられた方に、１万円の敬老祝い金を支給しています。 申請勧奨をしていますが、未申請の方が毎年一定数いるため、事業の広報が必要です。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
対象者数	148 人	150 人	172 人
受給者数	123 人	120 人	138 人

今後の方向性	第８期目標
引き続き事業の周知に努め実施していきます。	実施

（４）老人福祉電話

取組内容や課題
一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に対し福祉電話を貸与しています。 固定電話の貸与・基本料金の扶助により、利用者のコミュニケーションや、緊急時の連絡先を確保できていますが、近年新規申し込みがなく利用者が減少しています。格安の携帯電話等安価な通信手段が販売され、連絡手段の選択肢が増えており、今後も利用実績が増える見込みは少ないと思われます。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用登録者数	7 人	6 人	5 人

今後の方向性
利用者のコミュニケーションや緊急時の連絡手段を、本事業に頼らず確保することが容易になってきていることから、事業縮小・廃止を検討します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用登録者数	5 人	5 人	5 人

（５）高齢者住宅改造

取組内容や課題
要介護高齢者等がいつまでも自宅で安心して生活できるよう、大掛かりな住宅の改造費用を助成しています。 一般的なリフォームに対する助成ではなく、リスク回避につながること等が条件となるため、事業の目的について誤解のないよう周知する必要があります。 交付決定を受けてからの着工となり、県への交付申請等に時間を要すことから、緊急的な改造工事には利用が難しく、住宅改造の対象工事となるかの判断がケースバイケースであり利用者にとってわかりづらい等の課題があります。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用者数	5 人	1 人	2 人

今後の方向性
介護支援専門員等と連携し、事前相談を受付け、必要な改造に対し今後も事業周知を図ります。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	5 人	5 人	5 人

（６）緊急通報装置

取組内容や課題

一人暮らし高齢者や身体障がい者に対して、居宅で安心して生活ができるよう緊急通報装置を設置しています。利用者からの相談や緊急発信は月 5～10 件程度あり、転倒時や体に不具合が生じた際等、あらかじめ登録している緊急連絡先に連絡を行い、適切な対応を行っています。

緊急通報から入院に至ったケースもあることから、通報時にすぐ駆けつけられる体制を整えるためにも、登録先は近隣で、時間に柔軟に対応できる方を登録しています。

個人契約では、費用の自己負担や管理が難しく、また市が設置することで対象者を一元管理でき、一人暮らし高齢者の実態把握も可能となり、一人暮らしで安否確認や緊急対応のリスクが高い方等は特に必要となっています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
利用者数	44 人	42 人	40 人

今後の方向性

一人暮らし高齢者の見守り支援のために引き続き事業を実施します。固定電話回線が必須のサービスのため、固定電話回線を持たない対象者に対応できるよう、サービス内容等について検討していきます。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数	40 人	40 人	40 人

（７）日常生活用具給付事業

取組内容や課題

高齢者の火の不始末の予防やリスクを軽減することにより、安全・安心して在宅生活を過ごすため、電磁調理器、自動消火器、火災警報器を給付しています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
電磁調理器利用者数	0 人	2 人	1 人
自動消火器利用者数	0 人	0 人	0 人
火災報知器利用者数	0 人	0 人	1 人

今後の方向性

高齢者が安心した生活ができるよう事業を実施します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
電磁調理器	実施		
自動消火器	実施		
火災報知器	実施		

２．地域共生社会の実現

（１）包括的支援事業

①　総合相談支援事業

取組内容や課題
一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、緊急時や認知症高齢者への対応等が増加しています。地域包括支援センターでは窓口相談や電話相談、必要時には訪問相談も行っています。 高齢者及びその家族を対象に、高齢者に関するあらゆる相談への対応を行っており、ワンストップサービスを基本とし、他機関や他職種と連携して取り組み、迅速な対応を行っています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
相談件数（介護保険、その他の保健福祉サービス）	2,631 件	2,461 件	2,560 件

今後の方向性
高齢者やそのご家族等から、介護、医療、福祉等生活上のさまざまな相談に対応します。 また、多くの相談に対し適切な処置を行うため、関係機関同士の情報共有や連携を深め、相談しやすい環境づくりと相談支援体制の向上に努めます。

②　包括的･継続的ケアマネジメント支援事業

取組内容や課題
介護支援専門員や介護サービス事業所等を対象に各種研修会を開催し、個々のスキルアップ支援と関係機関の連携づくりに取り組んでいます。

今後の方向性	第８期目標
介護支援専門員や介護サービス事業所に対し、自立支援型ケアプランの作成やサービスの質の向上に関する研修会を開催します。高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護支援専門員、医療機関、地域の関係機関、多職種相互の協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援していく体制づくりを行います。	介護支援専門員 資質向上研修開催

（２）地域ケア会議の運営･実施

取組内容や課題
地域包括ケアシステム実現のための効果的な手段として、多職種連携による個別地域ケア会議を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援を行ってきました。毎月数事例を多職種のアドバイザー（理学療法士・作業療法士・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・言語聴覚士）と一緒に検討しています。 個別地域ケア会議から明らかになった地域課題を協議・検討し、資源開発・政策形成へつなげる必要があります。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
地域ケア会議開催数	19 回/年	14 回/年	16 回/年

今後の方向性
地域ケア会議を引き続き開催し、個別事例の検討を通じ多職種連携によるケアマネジメント支援を行います。 短期集中予防型サービス（通所 C）利用者の社会参加等に向けた事例検討を行い、生活支援コーディネーター及び協議体、就労的活動支援コーディネーターが把握している高齢者の生活支援のニーズ等を踏まえ、地域課題の解決や地域のネットワーク構築につなげていきます。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域ケア会議開催数	20 回/年	20 回/年	20 回/年

（３）認知症施策の充実

取組内容や課題

認知症対策事業は認知症への理解者を増やし、地域でのさりげない見守り活動につながるよう「認知症サポーター養成講座」を地域や企業、学校に対し行ってきました。地域では参加しやすいよう集会所単位で、安芸市社会福祉協議会と一緒に認知症高齢者への対応方法に関する寸劇を行う等、多くの住民に参加しやすい場所、内容での開催となるよう工夫しています。

また、認知症ケアの向上を目的に介護事業所向けの認知症ケア研修会も毎年開催し、認知症疾患医療センターの専門医の講演会や、認知症ケア研究の講師をお招きしての研修会で認知症ケアの基本や周辺症状への対応の学習、認知症の方や疑いのある方に対しての支援を検討する認知症初期集中支援チーム員会議を、認知症疾患医療センター（県立あき総合病院）と地域包括支援センターがチーム員として実施しています。

認知症カフェは、３か所に増え、交流や学びの場となっています。今後も参加を希望する声があり、家族介護者の集いの開催の検討も必要となっています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
認知症サポーター養成講座（参加人数）	78 人	139 人	50 人
認知症カフェの開催	２か所	３か所	３か所
認知症初期集中支援チーム員会	１回/月	１回/月	１回/月

今後の方向性

引き続き、認知症の理解啓発を目的とした認知症サポーター養成講座の開催や安芸市認知症ガイドブックの配布等を行います。今後は、サポーターが実際に支援活動に取り組めるように認知症サポーター連絡会を立ち上げ活動について検討していきます。

医療機関や介護保険事業所や地域住民がともに学び、支援について検討していく機会として地域まるごと認知症ケア研修会や勉強会を開催します。また困難事例に対し、初期集中支援チームを中心に個別支援を展開し、必要な資源につなげていきます。家族支援として、家族介護者教室を実施し、必要に応じて介護者の会へとつなげるとともに、あったかふれあいセンターやグループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所と連携し、認知症の方自身が自分らしく、役割を持って暮らせるような地域づくりに取り組んでいきます。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症サポーター養成講座（参加人数）	100 人	120 人	130 人
認知症カフェの開催	３か所	３か所	３か所
認知症初期集中支援チーム員会	1 回/月	1 回/月	1 回/月
認知症初期集中支援事業検討会	1 回/年	1 回/年	1 回/年
認知症サポーター連絡会	1 回/月	1 回/月	1 回/月
家族介護者教室	3 回/年	3 回/年	3 回/年
認知症ケア研修会	1 回/年	1 回/年	1 回/年
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	-	40%	-

（４）医療と介護の連携

取組内容や課題

医療・介護関係者のプロジェクト会議では、医療・介護職員向けの看取り研修会や口腔ケアシンポジウム等の開催による支援者の資質向上や、安芸市版「支えあいノート」、高知医療・介護情報連携システム（高知家@ライン）の活用促進等を行い、関係機関・多職種の連携強化を図りました。

また、医療・介護職員向けの研修会、市民向け終活講座や看取りフォーラムの開催、安芸市版「私のリビングウィル」の作成・普及啓発、看取り啓発用パンフレット等の作成・配布を行いました。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
プロジェクト会議実施回数	3 回/年	2 回/年	2 回/年

今後の方向性

医療・介護連携の３本柱である「関係機関・多職種の連携強化」「訪問看護や訪問介護をはじめとするサービス提供体制の整備」「市民向け啓発活動」に取り組み、安心して自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業所等関係者が連携を図れる体制を整えていきます。

高知医療・介護情報連携システム（高知家@ライン）は、今後もシステムの本格運用への支援や利便性の向上を図り、切れ目のない支援体制の構築を促進します。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
プロジェクト会議実施回数	3 回/年	3 回/年	3 回/年
看取りフォーラム等の研修会	1 回/年	1 回/年	1 回/年

（５）災害時要援護者見守り体制

取組内容や課題

避難行動要支援者対策は、避難支援個別計画を作成しており、今後、さらに地域住民との協同の避難対策を検討していく必要があります。

福祉避難所の対象者を想定した、福祉避難所開設・運営訓練を実施し、今後、高齢者だけでなく障がい児者や妊産婦も要配慮者に含めると、受け皿としての福祉避難所が不足することが予想されることから新たな避難体制を検討していく必要があります。

訓練の実施にあたり、マンパワー不足の課題があり、今まで以上に福祉施設と自主防災組織を中心とする地域住民とが主体になって訓練に取り組むことが重要です。併せて、要配慮者の移送手段や燃料の確保等も課題となっています。

福祉避難所訓練	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
訓練回数	１回	３回	６回
訓練場所	つつじの丘	キセキレイの里・つつじの丘・八流荘・障害者支援施設あき	全施設

今後の方向性	第８期目標
避難行動要支援者個別計画作成の加速化を図り、地域住民や関係者と連携した避難行動要支援者対策を実施します。 関係機関と連携しながら福祉避難所開設・運営訓練に引き続き取り組みます。	避難行動要支援者個別計画 →同意取得者策定率 100% 福祉避難所開設・運営訓練実施

（６）災害や感染症対策に係る体制の整備

取組内容や課題

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災の危険性及び感染症発生時の重症化リスクが高いため、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備等、平時から備えておくことが重要です。

今後の方向性

日頃から介護事業所や関係団体との連携・情報共有に努め、災害に関する具体的計画の確認や、必要物資の備蓄・調達・輸送体制を整え、高齢者を災害や感染症から守る体制の整備を目指します。

（７）住まいの確保

取組内容や課題
高齢者住宅改造事業等の環境整備に対する助成制度や、小規模多機能型居宅介護事業所等の 24 時間対応が可能な居宅サービス等、高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者のニーズや状況に適応できる多様な住まいの確保が必要です。 自宅の老朽化や低所得等で独居生活が困難となった高齢者で、身の回りのことが自分でできる方は、自立した生活が継続できるよう養護老人ホームへ入所措置を行う場合もあります。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム入居定員数	50 人	50 人	50 人

今後の方向性
可能な限り自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や環境整備に対する助成を継続し、「在宅生活の限界点」を向上させるよう取り組みます。 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況を把握し、県との情報共有や連携を行いながら、高齢者の住まいの適正な確保を行っていきます。

３．高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

（１）高齢者虐待の防止

取組内容や課題
関係機関による高齢者虐待防止ネットワークを構築し、地域での見守り体制を強化するとともに、高齢者虐待に対し迅速で適切な対応に努めています。 また、安芸市人権教育研修大会において高齢者虐待防止への対応について報告、民生児童委員に対し研修を行いました。広報や市民講座等を通じて、相談窓口の啓発を行っています。
今後の方向性
高齢者虐待の予防・早期発見を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク等を活用して、見守り体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。対応職員の資質向上や地域住民への周知・啓発を図っていきます。

（２）権利擁護の取組

取組内容や課題
日常生活自立支援事業や成年後見制度を円滑に実施できるよう支援体制の充実に努め、司法書士や弁護士、近隣市町村の担当者等関係機関とのネットワークづくり、権利擁護に関する研修に取り組みました。 成年後見制度利用の促進に関する法律の施行により、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護支援の充実に取り組む必要があります。成年後見制度利用対象者の増加に伴い、成年後見人の担い手不足が課題であり、法人後見人や市民後見人の育成等の検討が必要となっています。

	実績		
	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
成年後見等市長申立件数	5 件	9 件	0 件

今後の方向性
財産管理や日常生活等に支障が生じている人を、社会で支え合うために日常生活支援総合事業の活用や、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の周知・広報、相談・援助機能の充実、関係機関との連携強化を図ります。

第６章

質の高い介護サービスの提供体制づくり

第６章　質の高い介護サービスの提供体制づくり

１．介護保険事業の適正･円滑な運営

（１）給付適正化

①　要介護認定の適正化

取組内容や課題
認定調査員は、定期的に勉強会を行い、判断に差が生じないよう判断基準の統一を図っています。また、認定審査会では、各認定審査会の合議体間での格差是正のため合議体間ごとの変更率をデータ化し説明しています。 介護サービスを適切に提供するためには、認定審査会で要介護認定が適切に判断される必要があります。

今後の方向性	第８期目標
設問間の整合性や主治医意見書との整合性等について事後点検を行い、要介護認定調査の平準化を図ります。また、県の研修や、全国一律の判定基準、調査、審査会の運営方法についての研修を行い、認定調査員や認定審査会での格差が生じないよう、公平・公正な介護認定を行います。	認定調査員研修 認定審査員意見交換会の実施

②　ケアプラン点検

取組内容や課題
専門知識が豊富な介護支援専門員を講師に、居宅介護支援事業所に対しヒアリングを実施し、適正なケアマネジメントができるよう取り組んでおり、介護支援専門員の資質向上を図っています。ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けて取り組んでいます。

今後の方向性	第８期目標
引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図ります。	実施

③ 住宅改修等の点検

取組内容や課題
福祉用具購入及び住宅改修は国保連合会の審査を経ず保険者が給付決定しているため、安芸市では事前申請としており、その必要性や妥当性を介護支援専門員に確認し、適正な給付となるよう努めています。住宅改修については、書類・聞き取りだけで判断が難しい案件等については訪問調査し、適正給付を確実に行えるよう取り組んでいます。

今後の方向性	第８期目標
事前申請を徹底し、適正な給付となるよう取り組みます。	事前申請全件実施

④ 縦覧点検・医療との突合

取組内容や課題
国保連合会との連携を図りながら、介護報酬の請求明細書内容を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検、医療と介護の重複請求が生じていないか確認し、重複請求等がある場合には過誤調整を実施しています。

今後の方向性	第８期目標
国保連合会に委託し、適正な給付に努めます。	実施

⑤ 介護給付費通知

取組内容や課題
利用者や家族にサービスの利用状況を振り返る機会を持ってもらうことを目的に通知しており、疑問が生じた場合には不正請求の発見につながることが期待できます。 送付回数は年１～２回であり、送付時に説明資料を同封し介護給付の適正化に対しての理解を深めてもらえるような工夫をしています。

今後の方向性	第８期目標
通知を継続し、給付の適正化に対する理解を深めてもらえるように取り組みます。	年２回実施

（２）介護サービスの質の向上

① サービス事業者等への指導

取組内容や課題
安芸市が指定している地域密着型（介護予防）サービス事業者、居宅介護支援事業者に対し、適正な事業運営や提供サービスの質の向上等を目的として、定期的に実地指導を行っています。

今後の方向性
地域密着型（介護予防）サービス事業者、居宅介護支援事業者に対し、定期的に集団指導及び実地指導を行います。

	目標		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
集団指導回数	１回	１回	１回
実地指導実施率	16.6%	16.6%	16.6%

② 介護人材の確保

取組内容や課題
地域包括ケアシステムの深化・推進のため介護人材の確保は不可欠であり、重要な課題の１つです。介護人材確保対策として、安芸市では、市内の介護事業所へ就職することを目的に転入した方に対し、引っ越し費用、家賃等の補助を行っています。

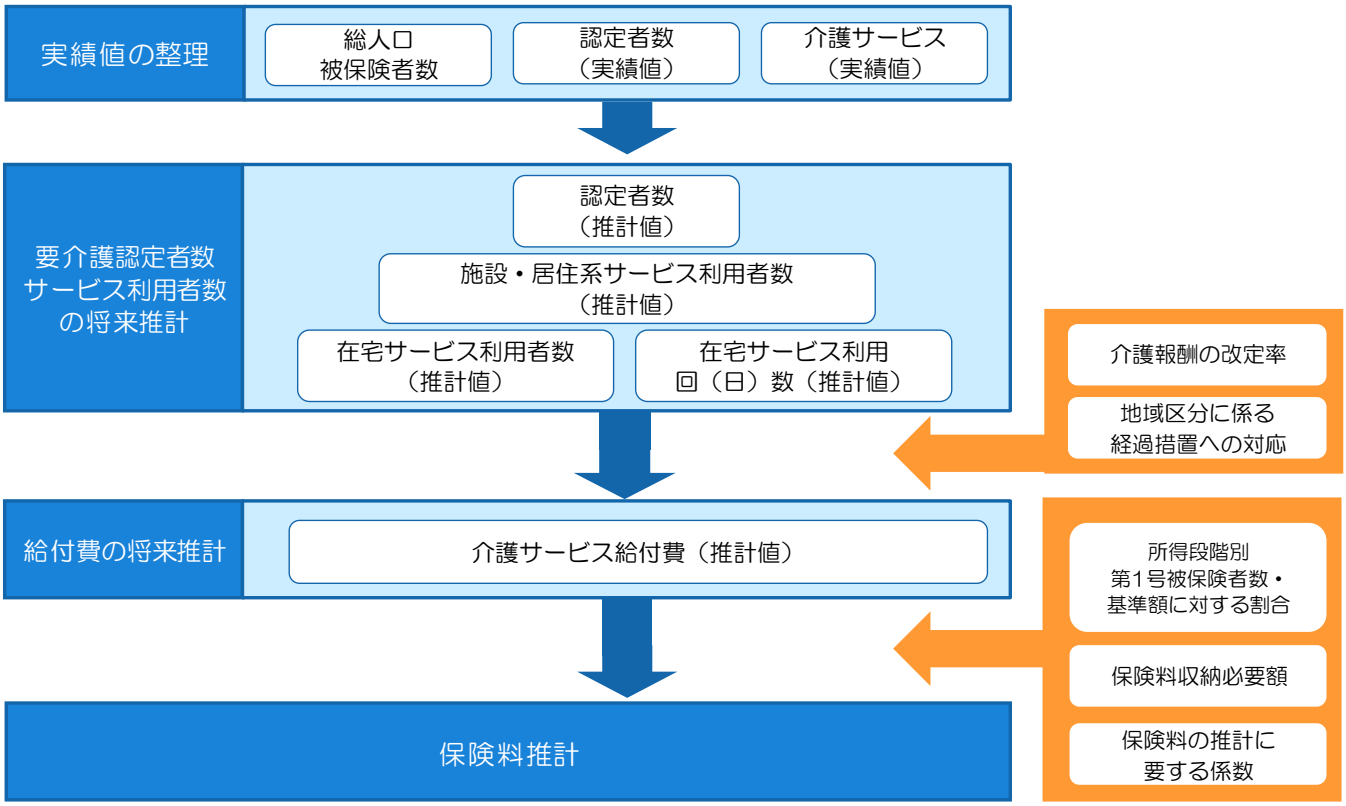
今後の方向性	第８期目標
増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実し、国、高知県と連携し、介護人材の確保、定着及び資質の向上に向けた取組を推進します。 介護人材確保対策として、引っ越し費用、家賃等の補助を継続していきます。	介護現場の業務効率化（ICT、ロボット等活用促進）の検討 介護人材確保対策補助金継続

第７章
介護サービス量等の見込み

第７章　介護サービス量等の見込み

１．サービス事業量及び介護保険料の算定方法

本計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）における介護保険事業の第 1 号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、見える化システムを利用し、以下の手順に沿って算出しました。第 7 期計画期間（平成 30 年度～令和 2 年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費等の実績を基に推計を行い、次に介護保険料の算定にあたっての諸係数等を勘案しながら第 1 号被保険者の介護保険料基準額を設定します。



２．介護保険サービス利用者数及び給付費の見込み

（１）居宅サービス

① 訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組みます。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問介護	給付費(千円)	98,383	89,149	82,617	105,769	105,828	105,828
	人数(人)	178	170	160	200	200	200

※H30・R1は実績、R2以降は見込みの数値となっています。（以下同じ。）

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

在宅で生活する高齢者で、介護度が高い人の利用が多いサービスとなっていることから、一定程度の利用者数を見込んでいますが、要支援認定者については、平成 27 年度以降に利用実績がないことから、本計画期間中の利用者数は見込んでいません。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴介護	給付費(千円)	914	1,820	977	1,975	1,976	1,976
	人数(人)	2	3	2	3	3	3

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの利用人数、利用回数ともに年々増加傾向にあります。今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者を見込み、利用者の療養生活の支援と心身機能の維持回復を目指します。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問看護	給付費(千円)	40,971	45,738	45,288	54,732	54,763	56,579
	人数(人)	78	83	88	97	97	100
介護予防訪問看護	給付費(千円)	5,892	6,594	8,325	9,221	9,226	9,226
	人数(人)	18	20	22	22	22	22

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

実績値をもとに、引き続き一定程度の利用見込みを掲げ、在宅の要介護者等に対して理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供します。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,837	4,495	5,323	6,558	6,561	6,561
	人数(人)	11	9	11	12	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	291	443	453	434	435	435
	人数(人)	1	1	1	1	1	1

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅療養管理指導	給付費(千円)	929	1,090	1,260	1,511	1,511	1,511
	人数(人)	10	12	14	14	14	14
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	12	103	151	74	74	74
	人数(人)	0	1	1	1	1	1

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通所介護	給付費(千円)	272,249	284,697	325,522	338,042	341,934	349,939
	人数(人)	228	232	267	277	280	286

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通所リハビリテーション	給付費(千円)	130,780	121,591	108,639	136,467	138,646	139,981
	人数(人)	129	113	98	120	122	123
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	12,393	10,882	8,697	10,224	10,229	10,229
	人数(人)	33	30	24	28	28	28

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

本人の生活状態のみならず、家族の介護負担軽減を図る上で重要なサービスの 1 つとなっていることから、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等に対するサービスの供給に努めていきます。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所生活介護	給付費(千円)	54,221	48,475	41,602	49,990	50,842	50,842
	人数(人)	58	58	44	60	61	61
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	275	210	0	285	285	285
	人数(人)	1	1	0	1	1	1

⑨ 短期入所療養介護（老健）／介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所療養介護（老健）	給付費(千円)	17,370	15,164	12,277	16,026	16,035	17,429
	人数(人)	16	15	12	15	15	16
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	85	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

⑩ 短期入所療養介護（病院等）／介護予防短期入所療養介護（病院等）

介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

⑪ 短期入所療養介護（医療院等）／介護予防短期入所療養介護（医療院等）

介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

⑫ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの人に広く利用されている現状から、介護者の負担軽減を図る上での重要なサービスの１つとなっております。今後も、サービス需要の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
福祉用具貸与	給付費(千円)	50,353	48,945	49,045	50,713	51,728	53,058
	人数(人)	324	315	324	328	334	341
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	11,755	13,294	14,979	11,278	11,380	11,599
	人数(人)	111	109	117	106	107	109

⑬ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,509	1,428	1,223	1,373	1,373	1,373
	人数(人)	7	6	5	6	6	6
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	454	496	608	580	580	580
	人数(人)	2	2	3	3	3	3

⑭ 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行ったときは、住宅改修費用の一部を支給します。

要介護認定者の在宅生活を支えるためには、住宅改修は欠かせないサービスの１つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに、改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取組も継続して行います。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
住宅改修	給付費(千円)	4,249	4,724	7,203	7,831	7,831	7,831
	人数(人)	6	7	11	11	11	11
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,628	1,116	1,561	2,170	2,170	2,170
	人数(人)	4	2	3	3	3	3

⑮ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	81,452	80,901	110,049	100,748	100,804	100,804
	人数(人)	39	38	49	47	47	47
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,335	6,338	3,721	4,369	4,371	4,371
	人数(人)	6	8	5	5	5	5

（２）地域密着型サービス

①定期巡回･随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護を一定的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

②夜間対応型訪問介護

主に要介護３以上の方について、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等の通所介護で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練等専門的なケアを提供します。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	86,063	86,485	89,956	107,922	107,982	107,982
	人数(人)	33	33	40	46	46	46

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせて、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	44,017	48,631	63,040	50,950	50,978	50,978
	人数(人)	20	20	26	23	23	23
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	20	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が、生活支援を受けながら共同生活をするグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	206,844	216,159	228,832	207,560	207,675	207,675
	人数(人)	72	73	76	72	72	72

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1 つの事業所からサービスが組み合わされ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

⑨地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者家族の負担の軽減を図ります。

		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型通所介護	給付費(千円)	45,080	44,345	24,473	28,394	28,410	28,410
	人数(人)	39	37	19	22	22	22

（３）施設サービス

① 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事、入浴、排せつ等日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	454,201	459,429	471,333	452,284	452,535	452,535
	人数(人)	154	152	152	152	152	152

② 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護、介護、リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護老人保健施設	給付費(千円)	224,266	254,561	268,603	244,517	244,653	244,653
	人数(人)	66	75	75	72	72	72

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療、看護、介護、リハビリテーション等が受けられます。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護療養型医療施設	給付費(千円)	72,697	52,208	4,436	0	0	0
	人数(人)	18	13	1	0	0	0

④ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されました。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護医療院	給付費(千円)	4,760	32,912	68,005	79,173	79,217	79,217
	人数(人)	1	7	15	17	17	17

（４）居宅介護支援／介護予防支援

居宅の要介護・要支援者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護・要支援者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護支援	給付費(千円)	85,046	82,567	83,289	88,266	89,638	91,243
	人数(人)	518	509	511	539	547	556
介護予防支援	給付費(千円)	7,423	7,164	7,348	6,879	6,936	7,044
	人数(人)	140	135	139	129	130	132

（５）総給付費

（単位：千円）

		第７期			第８期		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総給付費		2,026,734	2,072,173	2,138,836	2,176,315	2,186,606	2,202,418
	予防給付費	45,543	46,660	45,843	45,514	45,686	46,013
	介護給付費	1,981,191	2,025,513	2,092,993	2,130,801	2,140,920	2,156,405

３．介護保険料算定

（１）介護給付費の見込み

		見込値			参考値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1)居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	105,769	105,828	105,828	105,828	105,828
	回数(回)	3,410.7	3,410.7	3,410.7	3,410.7	3,410.7
	人数(人)	200	200	200	200	200
訪問入浴介護	給付費(千円)	1,975	1,976	1,976	1,976	1,976
	回数(回)	13.9	13.9	13.9	13.9	13.9
	人数(人)	3	3	3	3	3
訪問看護	給付費(千円)	54,732	54,763	56,579	57,121	51,514
	回数(回)	1,276.0	1,276.0	1,315.8	1,328.7	1,198.9
	人数(人)	97	97	100	101	91
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	6,558	6,561	6,561	7,104	6,561
	回数(回)	184.3	184.3	184.3	199.4	184.3
	人数(人)	12	12	12	13	12
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,511	1,511	1,511	1,614	1,511
	人数(人)	14	14	14	15	14
通所介護	給付費(千円)	338,042	341,934	349,939	348,250	322,383
	回数(回)	3,754.6	3,795.5	3,876.5	3,862.9	3,565.8
	人数(人)	277	280	286	285	262
通所リハビリテーション	給付費(千円)	136,467	138,646	139,981	141,155	130,599
	回数(回)	1,365.1	1,388.2	1,400.2	1,409.7	1,300.4
	人数(人)	120	122	123	124	114
短期入所生活介護	給付費(千円)	49,990	50,842	50,842	52,070	48,549
	日数(日)	510.5	519.2	519.2	530.8	495.2
	人数(人)	60	61	61	62	58
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	16,026	16,035	17,429	18,660	17,429
	日数(日)	117.5	117.5	128.0	137.0	128.0
	人数(人)	15	15	16	17	16
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	50,713	51,728	53,058	53,030	49,147
	人数(人)	328	334	341	341	315
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,373	1,373	1,373	1,373	1,373
	人数(人)	6	6	6	6	6
住宅改修	給付費(千円)	7,831	7,831	7,831	7,831	7,831
	人数(人)	11	11	11	11	11
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	100,748	100,804	100,804	100,804	100,804
	人数(人)	47	47	47	47	47

		見込値			参考値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(2)地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	28,394	28,410	28,410	28,410	28,410
	回数(回)	302.3	302.3	302.3	302.3	302.3
	人数(人)	22	22	22	22	22
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	107,922	107,982	107,982	107,982	107,982
	回数(回)	846.9	846.9	846.9	846.9	846.9
	人数(人)	46	46	46	46	46
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	50,950	50,978	50,978	53,936	49,474
	人数(人)	23	23	23	24	22
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	207,560	207,675	207,675	207,675	207,675
	人数(人)	72	72	72	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
(3)施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	452,284	452,535	452,535	452,535	452,535
	人数(人)	152	152	152	152	152
介護老人保健施設	給付費(千円)	244,517	244,653	244,653	244,653	244,653
	人数(人)	72	72	72	72	72
介護医療院	給付費(千円)	79,173	79,217	79,217	79,217	79,217
	人数(人)	17	17	17	17	17
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0		
	人数(人)	0	0	0		
(4)居宅介護支援	給付費(千円)	88,266	89,638	91,243	91,637	84,082
	人数(人)	539	547	556	558	511
合計	給付費(千円)	2,130,801	2,140,920	2,156,405	2,162,861	2,099,533

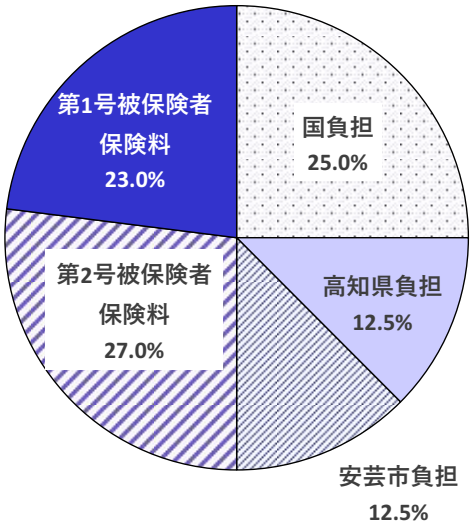
（２）介護予防給付費の見込み

		見込値			参考値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
（1）介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	9,221	9,226	9,226	9,226	8,451
	回数（回）	248.4	248.4	248.4	248.4	227.2
	人数（人）	22	22	22	22	20
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	434	435	435	435	435
	回数（回）	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	74	74	74	74	74
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	10,224	10,229	10,229	10,229	9,094
	人数（人）	28	28	28	28	25
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	285	285	285	285	285
	日数（日）	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	11,278	11,380	11,599	11,599	10,109
	人数（人）	106	107	109	109	95
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	580	580	580	580	580
	人数（人）	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修	給付費（千円）	2,170	2,170	2,170	2,170	2,170
	人数（人）	3	3	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	4,369	4,371	4,371	4,371	4,371
	人数（人）	5	5	5	5	5
（2）地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
（3）介護予防支援	給付費（千円）	6,879	6,936	7,044	6,991	6,137
	人数（人）	129	130	132	131	115
合計	給付費（千円）	45,514	45,686	46,013	45,960	41,706

（３）第１号被保険者負担割合について

介護保険事業に係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを占めています。本計画では、第１号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の 23%を第１号被保険者（65 歳以上の人）、27%を第２号被保険者（40～64 歳の人）が負担することになりました。

また、公費における負担割合は、基本的には国が 25%（うち、調整交付金として５%）、高知県が 12.5%、安芸市が 12.5%となります。



（４）標準給付費

令和３年度から令和５年度までの標準給付費見込額は以下のとおりです。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
標準給付費見込額（A）	2,306,814,544 円	2,312,667,717 円	2,330,067,928 円	6,949,550,189 円
総給付費	2,176,315,000 円	2,186,606,000 円	2,202,418,000 円	6,565,339,000 円
特定入所者介護サービス費等給付額((a)−(b))	64,735,943 円	59,913,710 円	60,681,091 円	185,330,744 円
特定入所者介護サービス費等給付額(a)	75,474,000 円	76,170,000 円	77,154,000 円	228,798,000 円
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額(b)	10,738,057 円	16,256,290 円	16,472,909 円	43,467,256 円
高額介護サービス費等給付額	55,669,601 円	55,894,007 円	56,615,837 円	168,179,445 円
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,574,000 円	7,644,000 円	7,743,000 円	22,961,000 円
算定対象審査支払手数料（(c)×(d)）	2,520,000 円	2,610,000 円	2,610,000 円	7,740,000 円
審査支払手数料一件あたり単価(c)	90 円	90 円	90 円	
審査支払手数料支払件数(d)	28,000 件	29,000 件	29,000 件	86,000 件
審査支払手数料差引額	0 円	0 円	0 円	0 円

（５）地域支援事業費

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
地域支援事業費（B）	106,148,000 円	109,305,000 円	106,719,000 円	322,172,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業費	52,630,000 円	55,787,000 円	53,201,000 円	161,618,000 円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	38,148,000 円	38,148,000 円	38,148,000 円	114,444,000 円
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,370,000 円	15,370,000 円	15,370,000 円	46,110,000 円

（６）保険料収納必要額

各項目について、以下の計算式により算出を行いました。

① 第１号被保険者負担分相当額について

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
標準給付費見込額（A）	2,306,814,544 円	2,312,667,717 円	2,330,067,928 円	6,949,550,189 円
地域支援事業費（B）	106,148,000 円	109,305,000 円	106,719,000 円	322,172,000 円
第１号被保険者負担分相当額（C）	554,981,385 円	557,053,725 円	560,460,993 円	1,672,496,103 円

第１号被保険者負担分相当額（C）
＝ （標準給付費見込額（A） ＋ 地域支援事業費（B）） × 23%（第１号被保険者負担割合）

② 保険料必要収納額について

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
調整交付金相当額（D）	117,972,227 円	118,422,736 円	119,163,446 円	355,558,409 円
調整交付金見込額（E）	189,935,000 円	190,897,000 円	192,568,000 円	573,400,000 円
調整交付金見込交付割合（F）	8.05%	8.06%	8.08%	
後期高齢者加入割合補正係数（G）	0.9130	0.9123	0.9114	
後期高齢者加入割合補正係数（２区分）	0.9214	0.9199	0.9187	
後期高齢者加入割合補正係数（３区分）	0.9045	0.9046	0.9041	
所得段階別加入割合補正係数（H）	0.9502	0.9502	0.9502	
準備基金の残高（令和２年度末の見込額）				91,542,000 円
準備基金取崩額（I）				4,000,000 円
保険料収納必要額（J）				1,450,654,512 円
予定保険料収納率（K）	99.00%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）	6,487 人	6,433 人	6,364 人	19,284 人

保険料収納必要額（Ｊ）
＝ 第１号被保険者負担分相当額（C） ＋ 調整交付金相当額（D）
－ 調整交付金見込額（E） － 準備基金取崩額（Ｉ）

※調整交付金相当額（D）と調整交付金見込額（E）の違いについて

国の負担割合 25%の内、５%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が５%負担していますが、高齢化率等を考慮し５%より多い市町村、少ない市町村があります。

安芸市では、調整交付金相当額（５%）の額が上記表の（D）となり、実際には調整交付金見込額（E）を国が負担することとなります。

（７）第８期第１号被保険者の保険料基準額

第８期の第１号被保険者の保険料の基準額（月額）
＝　保険料収納必要額（J）　÷　予定保険料収納率（K）（99.00%）
÷　所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）（19,284 人）　÷　12 か月

介護保険料基準額（月額）　＝　６，３３２円

※端数処理により、算出結果が一致しない場合があります。

（８）所得段階別介護保険料

所得段階	対象者の内容	保険料(年額)
第 1 段階 (基準額×0.3)	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の人	22,800 円
第 2 段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	37,990 円
第 3 段階 (基準額×0.7)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の人	53,190 円
第 4 段階 (基準額×0.9)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の人	68,390 円
第 5 段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	75,980 円
第 6 段階 (基準額×1.2)	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	91,180 円
第 7 段階 (基準額×1.4)	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	106,380 円
第 8 段階 (基準額×1.6)	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	121,570 円
第 9 段階 (基準額×1.8)	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上の人	136,770 円

※第 1 段階から 3 段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により、負担割合が以下のように軽減されます。

	軽減前	軽減後
第 1 段階	0.5	0.3
第 2 段階	0.75	0.5
第 3 段階	0.75	0.7

第８章
計画の推進体制

第８章　計画の推進体制

１．情報提供体制の整備

介護保険制度の円滑な利用に向けて、広報誌・パンフレット等による介護保険制度の周知を行います。また、計画の周知を図るため、本計画書を市ホームページに公表することにより、高齢者福祉施策及び介護保険事業への市民の理解を深め、積極的な市民参加と適切なサービス利用の推進に努めます。

２．連携体制の整備

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、関係機関との連携強化に努め、高齢者の健康的で安定した生活の維持をサポートします。

（１）庁内連携の強化

高齢者福祉施策は、市の保健・福祉に関わる担当課のみならず、様々な分野とも深く関係することから、庁内連携を図りながら計画の推進を目指します。

（２）地域との連携

地域福祉を推進する上で重要な担い手となる、民生・児童委員やボランティア団体、地域住民の自主活動組織、老人クラブ等と連携を強化し、地域ニーズや課題の共有化を進め、地域共生社会の実現を目指します。

（３）県及び近隣市町村との連携

介護保険事業の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用等周辺地域との連携も必要であるため、県や近隣市町村との情報交換や連絡体制の強化を図り、取組を進めます。

３．進捗状況の把握と評価の実施

この計画（Plan）が実効のあるものにするためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行においては地域包括ケア「見える化」システムを活用し随時、進捗状況の把握・評価・分析を行います。それに対する意見を関係団体や関係機関から得ながら、「安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定員会」において、取組の見直し等を行っていきます。

参考資料

参考資料

１．安芸市高齢者福祉計画･介護保険事業計画委員会設置要綱

平成 11 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条　安芸市の全高齢者等を対象とした老人福祉事業と要介護高齢者を対象とした介護保険事業の推進のため、それぞれのサービス供給体制の確保、施策のあり方等に関し、調査検討及び計画策定を目的として「安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条　委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

(1)　要援護高齢者等の実態の把握及びニーズについて

(2)　サービス供給体制の現状及び利用状況と現在のサービス供給に対する評価、問題点等について

(3)　サービスの目標(見込み)量等について

(4)　目標年度におけるサービス供給体制の確保のための方策について

(5)　高齢者の生きがい対策等の推進について

(6)　その他目的達成のために必要なことについて

(組織)

第 3 条　委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　安芸市内の医療、保健又は福祉の関係団体の代表

(2)　一般公募による市民代表

(3)　行政関係者

(4)　知識経験者

(委員の任期)

第 4 条　委員の任期は、策定期間ごととし、3 年以内とする。

(役員)

第 5 条　委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第 6 条　委員会には、幹事若干名を置くことができる。

2　幹事は、市及び関係機関等の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3　幹事は、必要に応じて委員会に出席し所掌事務について説明するとともに委員を補佐する。

（庶務）
第 7 条　委員会の庶務は、市民課介護保険係において処理する。

（委任）
第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議によって定める。

附　則
この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附　則(平成 20 年 4 月 1 日)
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

２．安芸市介護保険事業計画等策定委員名簿

任期：令和２年４月１日～令和５年３月31日

選任区分	所属団体役職・職業	氏　　名
団　体	安芸市日赤奉仕団委員長	安岡　由美子
〃	安芸市社会福祉協議会会長	岡田　耕治
〃	安芸市連合婦人会会長	井上　眞喜子
〃	特別養護老人ホーム八流荘施設長	藤田　久雄
〃	安芸市福祉保健所長	福永　一郎
〃	安芸地区医師会会長	尾木　さおり
〃	安芸市老人クラブ連合会副会長	濵口　俊介
〃	安芸市民生児童委員協議会会長	野町　眞道
一般公募	第１号被保険者	細川　理枝子
〃	第２号被保険者	黒岩　由美
行　政	副市長	竹部　文一
〃	福祉事務所長	山崎　美佳
事務局	市民課長	大野　崇
〃	市民課介護保険係長	廣内　愛
〃	市民課介護保険係主幹	久川　美幸
〃	市民課介護保険係主査	米沢　知紘
〃	市民課介護保険係主査	小川　貴大
〃	市民課地域包括支援センター所長	門田　将樹
〃	市民課地域包括支援センター保健師	小松　直美
〃	市民課地域包括支援センター保健師	渡辺　友香
〃	市民課地域包括支援センター保健師	藤田　絵里香

安芸市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

発行：令和３年３月

編集：安芸市　市民課　介護保険係

〒784-8501　高知県安芸市矢ノ丸 1-4-40

TEL:0887-35-1003　FAX:0887-35-1555